

愛媛県大規模小売店舗立地審議会次第

日時 令和7年3月5日（水）13：00～15：30

場所 二番町ホール

（松山市二番町三丁目8-21 久保豊二番町ビル3階）

1 開 会

2 会長あいさつ

3 届出案件についての審議

[届出] 3件

- ・フジ宇和島桜町店（宇和島市）…………… 1～5
- ・西条ファッションモール（西条市）…………… 6～11
- ・（仮称）ドラッグストアモリ大洲若宮店（大洲市）…………… 12～17

4 その他

- （1）次回以降の審議案件の概要等…………… 18
- （2）フォローアップ調査について…………… 19

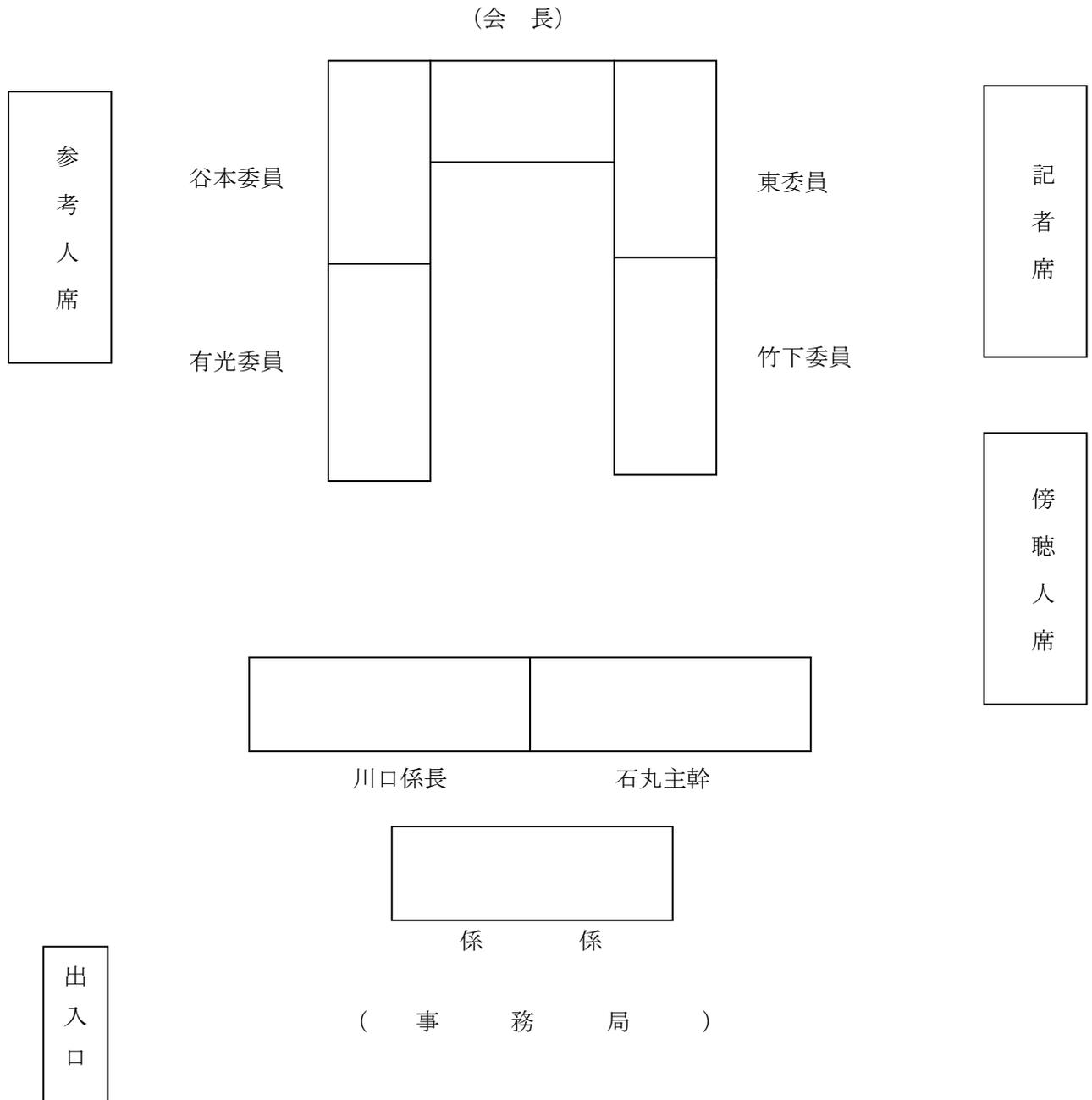
5 閉 会

愛媛県大規模小売店舗立地審議会配席図

日時 令和7年3月5日(水) 13:00~15:30

場所 二番町ホール

(松山市二番町三丁目8-21 久保豊二番町ビル3階)



フジ宇和島桜町店（新設）届出概要

店舗の名称	フジ宇和島桜町店		
所在地	宇和島市桜町2番35号		
設置者 (本社)	株式会社フジ（松山市）		
小売業者 (販売物品)	株式会社フジ（食料品、日用品、酒類等）		
新設年月日	令和7年3月1日		
店舗面積	1,468 m ²		
施設の配置に関する事項			
(1) 駐車場の収容台数	129台	(基準値	49台)
(2) 駐輪場の収容台数	42台	(参考値	42台)
(3) 荷さばき施設の面積	122 m ²		
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	46.9 m ³	(基準値	10.882 m ³)
施設の運営方法に関する事項			
(1) 開店時刻及び閉店時刻	午前7時	～	午後10時
(2) 駐車場の利用可能時間帯	午前6時30分	～	午後10時30分
(3) 駐車場の出入口の数	1箇所		
(4) 荷さばき可能時間帯	午前6時	～	午後10時

○届出年月日 令和 6年 8月20日

○公告年月日 令和 6年 9月 6日

○説明会開催日 令和 6年10月16日（届出日から2か月以内）

○県意見提示期限 令和 7年 4月20日（届出日から8か月以内）

フジ宇和島桜町店指針配慮事項の対応状況

指針配慮事項	設置者による対応状況	評価
I 基本事項		
1 事前の調査等	・所轄警察署、店舗設置市等と事前協議済み。	○
2 まちづくりに関する公的計画との整合性	・用途地域：近隣商業地域	○
3 深夜営業についての考え方	・深夜営業は行わない。	○
4 説明会の開催	開催日：令和6年10月16日（水）18：00～ 場 所：南予文化会館 会議室（宇和島市中央町2-5-1） 出席者：13名	○
5 対応策の履行	・施工担当業者である株式会社一宮工務店と設置者である株式会社フジ建設部、立地法担当の株式会社五星とで、立地法届出図面と施工現場との摺り合わせを行う。 ・設置者の開発（立地法）担当者から店舗責任者（店長）へ届出内容の説明を行う。なお、変更届が必要となる事項については重点的に説明を行う。また、従業員へは社員教育時に説明を行う。	○
6 事前の予測と乖離が生じた場合の追加的対策	・事前の予測と乖離が生じた場合は、設置者本社内で調整・対応し、場合により行政にも相談を行う。 ・お客様や地域住民等、外部からの意見や苦情等を受けた場合は、その内容を確認・検討し、必要に応じて行政の所管部局へ連絡するなど、対策を講じる。 ・騒音等に関し苦情等問題が発生した場合は苦情先との協議を行い、先方の意向を踏まえた上で、場合によっては遮音壁の設置、機器や施設稼働時間の短縮、駐車場の部分的な閉鎖等の対策を講じるなど、誠意をもって対応する。	○
7 繁忙期等の追加的対策	・オープン時には駐車場出入口等に交通整理員を配置する。 ・必要に応じて、出入口付近に交通整理員を1名程度配置する。 ・オープン時には、従業員駐車場を来客用として開放する。	○
8 地域貢献に関する取組み	・地元より祭りや各種行事への協力依頼があれば検討する。 ・地元業者、県内業者との取引を促進する。 ・従業員の地元採用を積極的に推進する。 ・地元小中学校より職場体験の要望等があれば受け入れを検討する。 ・警察署、消防署等との連絡が速やかに行えるよう連絡表を作成し、マニュアル化する。 ・災害時においては地元自治会等と連携し、可能な限り物資の提供等を検討する。 ・定期的に（週1～2回程度）店舗周辺の清掃を行う。 ・万一撤退せざるを得ない場合においては、「早期の情報提供」、「後継店の確保」、「従業員雇用の確保」、「取引先企業への対応」、「店舗閉鎖に伴う環境悪化防止」などについて誠意をもって対応する。	○
II 大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項		
1 住民等の利便の確保 (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項 ① 駐車場の必要台数の確保	収容台数：129台（一般用127台 身障者用2台） ・指針基準値による必要台数49台を確保している。	○
② 駐車場の位置及び構造等	・駐車場は自走式であり、入口にゲート等は設置しない。 ・出入口は1箇所設置する。 ・入庫処理能力は出入口1箇所あたり450台/時間であり、ピーク時来店台数の78台/時を上回る。	○

③ 駐輪場の確保等	収容台数：42 台 ・大規模小売店舗立地法の指針に示される参考値（店舗面積 35 m ² あたり 1 台）42 台を満たしている。 ・自動二輪車については、駐輪場を共用で利用する。	○
④ 荷捌き施設の整備等	荷さばき施設の面積：122 m ² （荷さばき施設 1 72 m ² 、荷さばき施設 2 50 m ² ） ・荷さばき施設 1 は、処理能力（3 台/時）を確保しており、ピーク時 1 時間の搬入車両による負荷（1 台/時）を上回っている。 ・荷さばき施設 2 は、処理能力（3 台/時）を確保しており、ピーク時 1 時間の搬入車両による負荷（1 台/時）を上回っている。 ※荷さばき平均作業時間は 20 分。	○
⑤ 経路の設定、円滑な入出庫対策等	（経路の設定） ・商圏を半径 1km とし、国道 56 号線、市道御殿町 1 号線、市道丸之内 15 線等経由し、市道丸之内 5 号線から来店する経路を主要アクセス経路とする。 【北～東方面】ゾーン A （来店） 国道 56 号線を南進→交差点②を左折→交差点①を右折→出入口を左折により来店 （退店） 出入口を右折→交差点①を左折→交差点②を右折→国道 56 号線を北進により退店 【西～南西方面】ゾーン B （来店） 国道 56 号線を北進の後東進→交差点②を直進→交差点①を右折→出入口を左折により来店 （退店） 出入口を右折→交差点①を左折→交差点②を直進→国道 56 号線を西進の後南進により退店 【直近北方面】ゾーン C （来店） 市道丸之内 15 号線を南進→交差点①を直進→出入口を左折により来店 （退店） 出入口を右折→交差点①を直進→市道丸之内 15 号線を北進により退店 【南方面】ゾーン D （来店） 市道丸之内 5 号線を北進→出入口を右折により来店 （退店） 出入口を左折→市道丸之内 5 号線を南進により退店 （円滑な入出庫対策） ・出入口付近に出入口を示す看板を設置する。 ・新聞の折込チラシに案内図を印刷し、来客へ案内経路を周知する。 ・交通整理員は出入口付近、2 階以上の駐車場各層及び北側・南側の風除室前付近に各 1 名を想定し、状況に応じて増員、減員する。 ・オープン後、来客車両による渋滞等により周辺に影響が生じた場合や、地元警察署より渋滞解消や安全への対策の要望があった場合には、店長が状況確認し、関係機関との協議により対応する。	○
(2) 歩行者の通行の利便の確保	・出入口付近に停止線及びハンプを設置し、スロープを滑りにくい素材とし、出庫時は回転灯を稼働させて出庫車両の減速を促す。 ・出入口前面道路は明倫小学校、城東中学校の通学路に指定されているため、通学路に注意する旨記載した看板を設置する。 ・出入口付近の見通しを確保した構造とし、歩行者に配慮する。	○

<p>(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> 商品の簡易包装、梱包に努める。 ダンボールの再資源化を図る。 	○																																																																								
<p>(4) 防災・防犯対策への協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体から要請があった場合、災害時の避難場所として駐車場敷地の一部の使用や、店舗で扱っている商品の緊急時における提供について、協議検討のうえ協力する。 警察、自治会、PTA等の関係機関、地元団体から防犯対策について協力要請がある場合は、可能な限り協力する。 駐車場利用可能時間帯以外は出入口をプラチェーン等で閉鎖する。 定期的巡回による青少年等の蝟集防止や犯罪防止、防犯カメラの設置による死角の排除、防犯灯の適切な配置、必要に応じた声かけなど、可能な防犯対策を講じる。 	○																																																																								
<p>2 騒音の発生その他による周辺地域の生活環境の悪化防止 (1) 騒音の発生に係る事項 ① 騒音に対応するための対応策</p>	<p>(荷さばき施設及び作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 十分なスペースを確保することで、荷さばき時間の短縮により周辺への騒音の影響低減を図る。 可能な車両については、アイドリング停止を徹底する。 従業員や納入・ごみ収集業者に場内低速走行の遵守を徹底させる。 <p>(廃棄物収集作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間に収集作業は行わない。(収集時間帯：午前6時～午後6時) <p>(設備機器に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音発生源となる設備機器については、低騒音型機種を導入する。また、定期的な保守点検により故障等による異音の発生を防ぐ。 <p>(BGM等の営業宣伝活動に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> BGM等屋外への営業宣伝活動は行わない。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 苦情等問題が発生した場合は、誠意をもって対応する。 	○																																																																								
<p>② 騒音の予測・評価</p>	<p>等価騒音レベル</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">【昼間】 (単位：dB)</th> <th colspan="4">【夜間】 (単位：dB)</th> </tr> <tr> <th>地点</th> <th>類型</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> <th>地点</th> <th>類型</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 1 F</td> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">60</td> <td>44.2</td> <td>A 1 F</td> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">50</td> <td>27.5</td> </tr> <tr> <td>A 2 F</td> <td>58.9</td> <td>A 2 F</td> <td>34.7</td> </tr> <tr> <td>B 1 F</td> <td rowspan="2">B</td> <td rowspan="2">55</td> <td>43.1</td> <td>B 1 F</td> <td rowspan="2">B</td> <td rowspan="2">45</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td>B 2 F</td> <td>43.3</td> <td>B 2 F</td> <td>19.5</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">60</td> <td>29.8</td> <td>C</td> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">50</td> <td>17.8</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>40.6</td> <td>D</td> <td>30.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ B類型：主として住居の用に供される地域 ※ C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域</p> <p>等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともにすべての予測地点で環境基準を満足している。</p> <p>夜間の騒音発生源ごとの最大値 (単位：dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>区域</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A' 1 F</td> <td rowspan="6">第3種</td> <td rowspan="2">50</td> <td>34.3</td> </tr> <tr> <td>A' 2 F</td> <td>52.9</td> </tr> <tr> <td>B' 1 F</td> <td rowspan="2">50 ⇒45で評価</td> <td>30.4</td> </tr> <tr> <td>B' 2 F</td> <td>34.1</td> </tr> <tr> <td>C'</td> <td>29.5</td> </tr> <tr> <td>D'</td> <td>50</td> <td>26.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第3種区域：住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 ※予測地点B' 1 F、B' 2 F及びC'については、50mの区域内に病院が立地するため、5dBを減じた基準値で評価</p>	【昼間】 (単位：dB)				【夜間】 (単位：dB)				地点	類型	基準値	予測値	地点	類型	基準値	予測値	A 1 F	C	60	44.2	A 1 F	C	50	27.5	A 2 F	58.9	A 2 F	34.7	B 1 F	B	55	43.1	B 1 F	B	45	17.0	B 2 F	43.3	B 2 F	19.5	C	C	60	29.8	C	C	50	17.8	D	40.6	D	30.6	地点	区域	基準値	予測値	A' 1 F	第3種	50	34.3	A' 2 F	52.9	B' 1 F	50 ⇒45で評価	30.4	B' 2 F	34.1	C'	29.5	D'	50	26.1	○
【昼間】 (単位：dB)				【夜間】 (単位：dB)																																																																						
地点	類型	基準値	予測値	地点	類型	基準値	予測値																																																																			
A 1 F	C	60	44.2	A 1 F	C	50	27.5																																																																			
A 2 F			58.9	A 2 F			34.7																																																																			
B 1 F	B	55	43.1	B 1 F	B	45	17.0																																																																			
B 2 F			43.3	B 2 F			19.5																																																																			
C	C	60	29.8	C	C	50	17.8																																																																			
D			40.6	D			30.6																																																																			
地点	区域	基準値	予測値																																																																							
A' 1 F	第3種	50	34.3																																																																							
A' 2 F			52.9																																																																							
B' 1 F		50 ⇒45で評価	30.4																																																																							
B' 2 F			34.1																																																																							
C'		29.5																																																																								
D'		50	26.1																																																																							

	<p>夜間の騒音発生源ごとの最大値についてA' 1F、B' 1F～D' 地点においては基準値を下回ったものの、A' 2F地点においては、来客車両スロープ下り走行音及び従業員車両スロープ下り走行音により基準値を超過した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>区域</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A' 2F</td> <td>第3種</td> <td>50</td> <td>47.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの基準値を超える音源（来客車両スロープ下り走行音、従業員車両スロープ下り走行音）について、実測値を用いて再予測を行ったところ、基準値を満足した。</p> <p>なお、開店後、苦情等が発生した際には、発生源対策を含め誠意をもって対応する。</p>	地点	区域	基準値	予測値	A' 2F	第3種	50	47.5	
地点	区域	基準値	予測値							
A' 2F	第3種	50	47.5							
(2) 廃棄物に係る事項等	廃棄物等の保管施設の容量：46.9m ³									
① 廃棄物等の保管	・指針で定める必要な廃棄物保管容量 10.882 m ³ を確保している。	○								
② 廃棄物等の処理	・許可業者による運搬・処理を行う。	○								
③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方針について	・生ごみの密閉保管や施設の定期的な洗浄など適正な管理を行い、ごみの散乱・異臭防止を図る。	○								
(3) 街並みづくり等への配慮等	<p>(景観への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に配慮し、違和感の生じない色合いやデザインとする。(光害対策) ・屋外照明、広告照明は周辺民家等に影響が出ないよう方向や強さに配慮し、点灯時間は日没 30 分前から閉店後 30 分までに限り、その他時間帯は消灯するなど、光害を生じないようにする。 	○								
指針の配慮事項以外の項目										
バリアフリーへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・身障者用駐車場 (3.5m×5.0m：2台) を確保する。 ・バリアフリースイレを設置する。 ・インターホンを設置し、従業員が利用者の方をインターホンの位置までお迎えに行き、介添えを行う。 	○								
環境への配慮	・照明設備はLEDとし、消費電力の低減に努める。	○								

フジ宇和島桜町店に係る意見の検討結果

○市町等からの意見

意見提出者	意見の概要	設置者の対応	評価
宇和島市	意見なし	—	○
一般住民等	意見なし	—	○

○県の意見（案） 意見なし

西条ファッションモール（新設）届出概要

店舗の名称	西条ファッションモール
所在地	西条市朔日市字寄合 302 番 外
設置者 (本社)	株式会社しまむら
小売業者 (販売物品)	株式会社しまむら (レディース衣料、メンズ衣料、服飾雑貨、雑貨、インテリア)
新設年月日	令和7年4月23日
店舗面積	2,094 m ²
施設の配置に関する事項	
(1) 駐車場の収容台数	84台 (基準値 76台)
(2) 駐輪場の収容台数	18台 (参考値 60台)
(3) 荷さばき施設の面積	54 m ²
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	23.17 m ³ (基準値 9.77 m ³)
施設の運営方法に関する事項	
(1) 開店時刻及び閉店時刻	午前10時～午後9時
(2) 駐車場の利用可能時間帯	午前9時30分～午後9時30分
(3) 駐車場の出入口の数	2箇所
(4) 荷さばき可能時間帯	24時間

○届出年月日 令和6年 8月22日

○公告年月日 令和6年 9月 3日

○説明会開催日 令和6年 9月25日 (届出日から2か月以内)

○県意見提示期限 令和7年 4月22日 (届出日から8か月以内)

西条ファッションモール指針配慮事項の対応状況

指針配慮事項	設置者による対応状況	評価
I 基本事項		
1 事前の調査等	・所轄警察署（西条警察署）、店舗設置市、近隣小・中学校と事前協議済み。	○
2 まちづくりに関する 公的計画との整合性	・用途地域：無指定地域	○
3 深夜営業についての 考え方	・夜間、通行者に支障がない程度の照明灯を設置する。	○
4 説明会の開催	・日時：令和6年9月25日（水）18：00～18：30 ・場所：玉津公民館 1階 多目的ホール （西条市玉津 238 番地 1） ・出席者：1名	○
5 対応策の履行	・株式会社しまむら開発担当者、施工業者及び大規模小売店舗立地法の担当である株式会社エス・ティ・イー総合企画の3社において、定期的に確認作業を行う。 ・届出事項及び配慮事項について、株式会社しまむら開発担当者が従業員に対し既存店舗研修時やオープン前に開催する会議等で周知する。また、従業員交代時には、店長より教育を行う。	○
6 事前の予測と乖離 が生じた場合の追 加的対策	・オープンに伴い、新たに発生する交通量によって周辺道路の交通流に変化が生じ、交通渋滞等の周辺地域の生活道路に影響が生じた場合や、日常の店舗運営に伴い、地元警察から交通渋滞の解消や安全対策等の要望があった場合には、店長が状況を確認し、関係機関と協議の上対応する。 ・騒音問題については、予測の結果、店舗から発生する騒音が周辺地域へ与える影響は少ないものと推察されるものの、オープン後、地元住民等から苦情を受けた場合には、店長が状況確認を行い、得られた情報については、遅滞なく店舗開発担当者が報告を受け、騒音発生源対策（遮音壁の設置、設備機器の配置、荷さばき車両の運行計画の見直し等）を含め誠意をもって対応する。	○
7 繁忙期等の追加的 対策	・オープン時や繁忙期には駐車場出入口等に交通整理員を配置する。	○
8 地域貢献に関する 取組み	・従業員の採用にあたっては、地域から優先的に雇用する。 ・定期的に店舗周辺の清掃活動に取り組む。 ・地域の祭りや各種行事について地域自治会から申し出があれば協力を検討する。 ・万一閉鎖を余儀なくされた場合においては、「早期の情報提供」、「従業員雇用の確保」、「取引先企業に対する対応」、「店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止」など適切に対応する。	○
II 大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項		
1 住民等の利便の確保 (1) 駐車需要の充足等 交通に係る事項 ① 駐車場の必要台数の確保	収容台数：84台（一般用82台 身障者用2台） ・指針基準値による必要台数76台を確保している。	○

② 駐車場の位置及び構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・自走式平面駐車場（ゲートなし）である。 ・出入口を2箇所設置する。 ・入庫処理能力は出入口1箇所あたり450台/時間であり、ピーク時来店台数の109台/時を上回る。 	○									
③ 駐輪場の確保等	<p>収容台数：18台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗立地法の指針に示される参考値（店舗面積35㎡あたり1台）によると必要駐輪台数は60台となるが、既存類似店舗のデータを基に必要台数を算出した結果、必要駐輪台数は8台と予測される。 <table border="1" data-bbox="550 504 1353 683"> <thead> <tr> <th>店舗名</th> <th>店舗面積</th> <th>ピーク時滞留台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アベイル西条店</td> <td>999㎡</td> <td>4台(4台/千㎡)</td> </tr> <tr> <td>西条ファッションモール</td> <td>2,094㎡</td> <td>8台(4台×2.094㎡)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・自動二輪車は、駐車場を共用で利用する。 	店舗名	店舗面積	ピーク時滞留台数	アベイル西条店	999㎡	4台(4台/千㎡)	西条ファッションモール	2,094㎡	8台(4台×2.094㎡)	○
店舗名	店舗面積	ピーク時滞留台数									
アベイル西条店	999㎡	4台(4台/千㎡)									
西条ファッションモール	2,094㎡	8台(4台×2.094㎡)									
④ 荷捌き施設の整備等	<p>荷さばき施設の面積：54㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理能力(3台/時)を確保しており、ピーク時1時間の搬入車両による負荷(1台/時)を上回っている。 <p>※荷さばき平均作業時間は20分。</p>	○									
⑤ 経路の設定、円滑な入出庫対策等	<p>(経路の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商圈を半径2kmとし、市道国道朔日市線、主要地方道壬生川新居浜野田線を主要アクセス経路とする。 <p>【北方面】 (来店) 市道国道朔日市線を南進→交差点①を直折→市道国道朔日市線を南進→出入口2を右折により来店 (退店) 出入口2を左折→国道朔日市線を北進→交差点①を直進→市道国道朔日市線を北進により退店</p> <p>【東方面】 (来店) 主要地方道壬生川新居浜野田線を西進→交差点①を直進→主要地方道壬生川新居浜野田線を西進→出入口1を左折により来店 (退店) 出入口2を左折→市道国道朔日市線を北進→交差点①を右折→主要地方道壬生川新居浜野田線を東進により退店</p> <p>【西方面】 (来店) 主要地方道壬生川新居浜野田線を東進→交差点①を右折→市道国道朔日市線を南進→出入口2を右折により来店 (退店) 出入口1を左折→主要地方道壬生川新居浜野田線を西進により退店</p> <p>【南方面】 (来店) 市道国道朔日市線を北進→出入口2を左折により来店 (退店) 出入口2を右折→市道国道朔日市線を南進により退店 (円滑な入出庫対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物敷地北側及び東側に広告塔（案内表示看板）を設置する。 ・オープン時など多くの来店車両が見込まれる際には、新聞折り込みチラシに案内経路図を掲載する。 	○									

	<ul style="list-style-type: none"> ・オープン時等多くの来店車両が見込まれる際には、交通整理員を各出入口付近に配置する。 ・オープン時等において駐車場不足が見込まれ際には、従業員用駐車スペースを来客用として開放する。 	
(2) 歩行者の通行の利便の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場出入口付近には、交通事故の防止及び横断歩行者の安全確保のため、原則として見通しを妨げる構造物は設置しない。 	○
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装・梱包の抑制による廃棄物の低減化を図る。 ・商品梱包用段ボールや空き缶を分別保管し、業者に依頼して再資源化を図る。 	○
(4) 防災・防犯対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難場所として駐車場敷地の一部の使用等について、要請があれば協議検討の上協力する。 ・駐車場内に適切な照明設備を配置するとともに、店内外に死角を排除するなど、青少年のたまり場となることを防止する。 ・店舗の責任者を決め、警察及び消防等連絡組織図を作成し、事務所に掲示するなど従業員に周知する。 ・店内巡回や声かけ等により、事前に犯罪を抑制するとともに、少年非行防止の観点から見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置など、万引き防止等の防犯対策を講じる。 	○
2 騒音の発生その他による周辺地域の生活環境の悪化防止 (1) 騒音の発生に係る事項 ① 騒音に対応するための対応策	(荷さばき施設及び作業に係る騒音対策) <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設は、住居等が面していない場所に設置する。 ・十分な作業スペースを確保するとともに、荷さばき搬入計画に基づいて行うことで作業時間の短縮に努める。 ・荷さばき車両のアイドリング及び夜間の後進警報ブザー音を禁止するなど、作業員による騒音防止を徹底する。 ・搬出入車両は、場内の最徐行走行(10km/h以下)の厳守を業者に指導・徹底する。 ・荷さばき作業は手作業で行う。 (廃棄物収集作業に係る騒音対策) <ul style="list-style-type: none"> ・早朝、夜間に収集作業は行わない。(収集時間帯：午前8時～午後6時) ・ゴミの排出量を削減し、収集時間の短縮を図る。 ・業者には、騒音抑制の意識を徹底させるとともに、エンジンの空ぶかしは行わないよう協力を要請する。 (設備機器に係る騒音対策) <ul style="list-style-type: none"> ・騒音発生源となる設備機器については、低騒音型機器を導入する。また、定期的な保守点検により、故障等による異音の発生を防ぐ。 (駐車場の騒音対策) <ul style="list-style-type: none"> ・オープン時や繁忙期など混雑が見込まれる際には、交通整理員を配置し、場内走行の円滑化を図ることで、渋滞の発生による騒音を防止する。 ・駐車場利用時間外には出入口をバリカー等で閉鎖し、外部からの侵入者が騒音を発生することがないように配慮する。 (BGM等の営業宣伝活動に係る騒音対策) <ul style="list-style-type: none"> ・BGM等屋外への営業宣伝活動は行わない。 (その他) <ul style="list-style-type: none"> ・騒音に関して苦情等問題が発生した場合は、誠意をもって対応する。 	○

② 騒音の予測・評価

等価騒音レベル

【昼間】 (単位：dB)

地点	類型	基準値	予測値
A 1 F	B	55	49.2
A 2 F			48.8
B 1 F			38.9
B 2 F			38.9
B 3 F			38.8
B 4 F			38.8
B 5 F			38.7
C			48.4
D 1 F			50.0
D 2 F			49.8
D 3 F			49.3

【夜間】 (単位：dB)

地点	類型	基準値	予測値
A 1 F	B	45	25.0
A 2 F			25.0
B 1 F			19.9
B 2 F			19.9
B 3 F			19.9
B 4 F			19.8
B 5 F			19.8
C			30.4
D 1 F			30.0
D 2 F			29.9
D 3 F			29.6

※B類型：主として住居の用に供される地域

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともにすべての予測地点で環境基準を満足している。

夜間の騒音発生源ごとの最大値 (単位：dB)

地点	区域	基準値	予測値
a	第2種	45	57.0
b		40	84.5
c		40	39.1
d		45	70.3

※第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

※ 予測地点 b、c については、50m の区域内に病院（医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設）が立地するため、5 dB を減じた基準値で評価

夜間の騒音発生源ごとの最大値について c 地点においては基準値を下回ったものの、a、b、d 地点においては、業務車両走行音により基準値を超過した。

地点	区域	基準値	予測値
a	第2種	45	46.2
b		40	73.7
d		45	59.5

これらの基準値を超える音源（業務車両走行音）について、実測値を用いて再予測を行ったところ、a、b、d 地点全てにおいて基準値を超過した。

地点	類型	基準値	予測値
A 1 F	B	45	45.7
B 1 F			42.2
D 1 F			56.2

基準値を超過した騒音発生源について、近接する建物側において再予測を行ったところ、B 1 F 地点においては基準値を満足したものの、A 1 F 地点、D 1 F 地点においては基準値を超過した。

なお、開店後、苦情等が発生した際には、発生源対策を含め誠意を持って対応する。

(2) 廃棄物に係る事項等	廃棄物保管施設の容量 23.17m ³	○
① 廃棄物等の保管	・指針で定める必要な廃棄物保管容量 9.77 m ³ を確保している。	○
② 廃棄物等の処理	・許可業者による運搬・処理を行う。	○
③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方針について	・過剰包装・梱包の抑制による廃棄物の低減化を図る。 ・商品梱包用段ボールや空き缶を分別保管し、業者に依頼して再資源化を図る。	○
(3) 街並みづくり等への配慮等	(景観への配慮) ・西条市景観条例について、西条市都市計画課と協議の上、基準に適合するよう努める。 ・外壁等の色彩は刺激的な色彩を避け、周辺の環境との調和を図る。(光害対策) ・近隣に光害を発生させないよう照明の配置、方向及び光源の種類には十分配慮する。 ・照明灯の点灯時間は、日没後から閉店後 30 分までとする。	○
指針の配慮事項以外の項目		
バリアフリーへの対応	・身障者用駐車場 (3.5m×5.0m : 2 台) を確保する。 ・身障者用トイレを設置する。	○
環境への配慮	・省エネタイプの照明器具を設置し、過剰な照明の削減を図る。 ・地球温暖化対策や省エネルギー対策として、冷暖房設備の適切な温度管理の実施を実施する。 ・環境美化対策として、店舗周辺の清掃活動を実施する。	○

西条ファッションモールに係る意見の検討結果

○市町等からの意見

意見提出者	意見の概要	設置者の対応	評価
西条市	意見なし	—	—
一般住民等	意見なし	—	—

○県の意見 (案) 意見なし

(仮称) ドラッグストアモリ大洲若宮店 (新設) 届出概要

店舗の名称	(仮称) ドラッグストアモリ大洲若宮店
所在地	大洲市若宮字ソウザン504番1 外
設置者 (本社)	株式会社ドラッグストアモリ (福岡県)
小売業者 (販売物品)	株式会社ドラッグストアモリ (住・生活関連用品、医薬化粧品、食料品等)
新設年月日	令和7年4月23日
店舗面積	1,407㎡
施設の配置に関する事項	
(1) 駐車場の収容台数	56台 (基準値 44台)
(2) 駐輪場の収容台数	12台 (参考値 41台)
(3) 荷さばき施設の面積	40㎡
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	7.99m ³ (基準値 5.83m ³)
施設の運営方法に関する事項	
(1) 開店時刻及び閉店時刻	24時間
(2) 駐車場の利用可能時間帯	24時間
(3) 駐車場の出入口の数	3箇所
(4) 荷さばき可能時間帯	午前6時～午後10時

○届出年月日 令和6年 8月22日

○公告年月日 令和6年 9月 3日

○説明会開催日 令和6年10月10日 (届出日から2か月以内)

○県意見提示期限 令和7年 4月22日 (届出日から8か月以内)

(仮称) ドラッグストアモリ大洲若宮店指針配慮事項の対応状況

指針配慮事項	設置者による対応状況	評価
I 基本事項		
1 事前の調査等	・所轄警察署、国、県、店舗設置市と事前協議済み。	○
2 まちづくりに関する公的計画との整合性	・用途地域：商業地域	○
3 深夜営業についての考え方	・夜間、通行者に支障がない程度の照明灯を設置する。	○
4 説明会の開催	・日時：令和6年10月10日（水）18：00～19：00 ・場所：肱北コミュニティセンター （大洲市中村 618-1） ・出席者：17名	○
5 対応策の履行	・株式会社ドラッグストアモリ開発担当者と施工業者である株式会社山陽設計、立地法の届出業務を行った株式会社エス・ティ・イー総合企画の3社において、定期的に確認作業を実施している。 ・届出事項及び配慮事項について、株式会社ドラッグストアモリ開発担当者が従業員（店舗責任者含む）に対し既存店舗研修時やオープン前に開催する会議等で周知する。また、従業員交代時においては、店長より教育を行う。	○
6 事前の予測と乖離が生じた場合の追加的対策	・オープンに伴い新たに発生する交通量によって周辺道路の交通流に変化が生じ、交通渋滞等の周辺地域の生活道路に影響が生じた場合や日常の店舗運営に伴い、地元警察から交通渋滞の解消や安全対策等の要望があった場合には、店長が状況を確認し、関係機関と協議のうえ対応する。 ・騒音問題について、地元住民等から苦情を受けた場合には店長が状況確認を行い、得られた情報については遅滞なく設置者が報告を受け、株式会社ドラッグストアモリ店舗開発担当者にて対応策を検討する。	○
7 繁忙期等の追加的対策	・オープン時や繁忙期など来店車両が多く見込まれる際には、出入口付近に交通整理員を3名程度配置する。 ・オープン時等において駐車場不足が見込まれる際には、従業員用駐車スペースを来客用に開放することで、駐車需要の充足を図る。	○
8 地域貢献に関する取組み	・従業員の採用にあたっては、地域から優先的に雇用する。 ・定期的に店舗周辺の清掃活動に取り組む。 ・地域の祭りや各種行事について地域自治会から申し出があれば協力を検討する。 ・万一閉鎖を余儀なくされた場合においては、「早期の情報提供」、「従業員雇用の確保」、「取引先企業に対する対応」、「閉鎖に伴う環境悪化の防止」など適切に対応する。	○
II 大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項		
1 住民等の利便の確保 (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項 ① 駐車場の必要台数の確保	収容台数：56台（一般用55台 身障者用1台） ・指針基準値による必要台数44台を確保している。	○
② 駐車場の位置及び構造等	・店舗敷地内に設け、平面自走式駐車場（ゲートなし）である。 ・出入口を3箇所設置する。 ・入庫処理能力は出入口1箇所あたり450台/時間であり、ピーク時来店台数の71台/時を上回る。	○

<p>③ 駐輪場の確保等</p>	<p>収容台数：12 台</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模小売店舗立地法の指針に示される参考値（店舗面積 35 m²あたり 1 台）によると必要駐輪台数は 41 台となるが、既存類似店舗のデータを基に必要台数を算出した結果、必要駐輪台数は 10 台と予測される。 <table border="1" data-bbox="507 315 1310 450"> <thead> <tr> <th>店舗名</th> <th>店舗面積</th> <th>ピーク時滞留台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東大洲店</td> <td>1,441 m²</td> <td>10 台 (6.9 台/千m²)</td> </tr> <tr> <td>大洲若宮店</td> <td>1,407 m²</td> <td>10 台 (6.9 台×1.407 千m²)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 自動二輪車は来客用駐車場を共用で利用する。 	店舗名	店舗面積	ピーク時滞留台数	東大洲店	1,441 m ²	10 台 (6.9 台/千m ²)	大洲若宮店	1,407 m ²	10 台 (6.9 台×1.407 千m ²)	○
店舗名	店舗面積	ピーク時滞留台数									
東大洲店	1,441 m ²	10 台 (6.9 台/千m ²)									
大洲若宮店	1,407 m ²	10 台 (6.9 台×1.407 千m ²)									
<p>④ 荷捌き施設の整備等</p>	<p>荷さばき施設の面積：40 m²</p> <ul style="list-style-type: none"> 荷さばき施設は処理能力(3 台/時)を確保しており、ピーク時 1 時間の搬入車両による負荷 (1 台/時) を上回っている。 <p>※荷さばき平均作業時間は 20 分。</p>	○									
<p>⑤ 経路の設定、円滑な入出庫対策等</p>	<p>(経路の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 商圈を半径 2km とし、国道 56 号線、県道伊予大洲停車場線、市道田口徳森線及び市道大洲徳森線を経由する国道 56 号線を主要アクセス経路とする。 <p>【北方面】 (来店) 国道 56 号線を南西進→交差点①を右折→出入口①を右折により来店 (退店) 出入口③を左折→国道 56 号線を北東進により退店</p> <p>【東方面】 (来店) 市道田口徳森線及び市道大洲徳森線を南西進→交差点②を右折→交差点①を直進→出入口③を左折により来店 (退店) 出口②を左折→交差点①を右折→交差点②を左折→市道大洲徳森線及び市道田口徳森線を北東進により退店</p> <p>【南方面】 (来店) 国道 56 号線を北進→交差点②を直進→交差点①を直進→出入口③を左折により来店 (退店) 出口②を左折→交差点①を右折→交差点②を直進→国道 56 号線を南進により退店</p> <p>【西方面】 (来店) 県道伊予大洲停車場線を東進→出入口①を左折により来店 (退店) 出入口①を右折→県道伊予大洲停車場線を西進により退店</p> <p>(円滑な入出庫対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新聞の折込チラシに案内経路図を掲載し、事前に情報提供を行う。 オープン時や繁忙時など混雑が予測される場合、状況に応じて交通整理員を 3 名程度配置する。 オープンに伴い、周辺地域に交通渋滞等の影響が生じた場合や、地元警察から交通渋滞の解消や安全対策等の要望があった場合には、店長が状況を確認し、関係機関との協議により対応する。 	○									
<p>(2) 歩行者の通行の利便の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩行者と入出庫車両との車両輻輳事故防止のため、出入口に停止線及び「止まれ」の路面表示を行い、車両の一旦停止と横断歩行者の安全確認を促す。 	○									

<p>(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装・梱包の抑制による廃棄物の低減化を図る。 ・段ボールや空き缶を分別保管し、業者に依頼して再資源化を図る。 	○
<p>(4) 防災・防犯対策への協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、若しくは店舗で扱っている物資の緊急時における提供について、要請があれば協議検討のうえ協力する。 ・駐車場内に適切な照明設備を配置するとともに、店内に防犯カメラを設置して死角を排除するなど、青少年のたまり場となることを防止する。 ・店舗の責任者を決め、警察及び消防等連絡組織図を作成し、事務所に掲示するなど従業員に周知する。 ・従業員による店内巡回や声かけ等により、事前に犯罪を抑制するとともに、少年非行防止の観点から見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置など、万引き防止等の防犯対策を講じる。 	○
<p>2 騒音の発生その他による周辺地域の生活環境の悪化防止</p> <p>(1) 騒音の発生に係る事項</p> <p>① 騒音に対応するための対応策</p>	<p>(荷さばき施設及び作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な作業スペースを確保するとともに、荷さばき搬出入計画に基づいて行うことで作業時間の短縮に努める。 ・荷さばき車両のアイドリングを禁止（保冷車は除く）するなど、作業員には騒音防止の意識を徹底する。 <p>(BGM等の営業宣伝活動に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外に向けての営業宣伝活動用拡声器は使用しない。 <p>(設備機器に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音発生源となる設備機器は低騒音化型の機器を導入する。また、定期的に保守点検を実施し、故障等による異音の発生を抑制する。 ・排気口については、大きな騒音が出ない形状を選択する。 <p>(駐車場の騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープン時や繁忙期など混雑が見込まれる際には、交通整理員を配置して場内走行の円滑化を図り、渋滞による騒音の発生を抑制する。 ・駐車場内に徐行運転（10km以下）やアイドリング禁止を励行する旨を表示した看板を設置し、来店客に注意を喚起する。 <p>(廃棄物収集作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早朝、夜間には回収を行わない。（収集時間帯：午前8時～午後6時） ・リターナブルコンテナを使用し、発生する段ボール量を削減するなど、ごみの排出量を減らし、収集時間の短縮を図る。 ・業者には騒音抑制の意識を徹底させるとともに、エンジンの空ぶかしは行わないよう協力を要請する。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情等が発生した場合は、発生源対策を含め誠意をもって対応する。 	○

② 騒音の予測・評価

等価騒音レベル

【昼間】 (単位：dB)				【夜間】 (単位：dB)			
地点	類型	基準値	予測値	地点	類型	基準値	予測値
A 1	C	60	45.5	A 1	C	50	43.8
A 2			44.6	A 2			42.7
A 3			43.6	A 3			41.7
B 1	B	55	48.5	B 1	B	45	37.1
B 2			48.3	B 2			37.1
C	C	60	48.9	C	C	50	41.3
D 1			38.5	D 1			36.0
D 2			38.5	D 2			36.0

※ B類型：主として住居の用に供される地域
 ※ C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともにすべての予測地点で環境基準を満足している。

夜間の騒音発生源ごとの最大値 (単位：dB)

地点	区域	基準値	予測値
a	第3種	50	59.8
b			39.6
c			40.0
d			65.1

※ 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

夜間の騒音発生源ごとの最大値について、b、c地点においては基準値を下回ったものの、a、d地点においては、来客車両走行音及び従業員車両走行音により基準値を超過した。

地点	区域	基準値	予測値
a	第3種	50	52.6
d			57.9

基準値を超過した来客車両走行音について、徐行運転(10km/h以下)時の実測値を用いて評価した結果、基準値を超過した。

地点	類型	基準値	予測値
A 1	C	50	49.9
D 1			36.3

基準値を超過した騒音発生源(来客車両走行音、従業員車両走行音)について、近接する保全対象側(予測地点A 1、D 1)において再予測を行ったところ、基準値を満足した。

なお、開店後、苦情等が発生した際には、発生源対策を含め誠意を持って対応する。

(2) 廃棄物に係る事項等

廃棄物保管施設の容量 7.99m³

① 廃棄物等の保管

・指針で定める必要な廃棄物保管容量 6.55 m³を確保している。

② 廃棄物等の処理

・大洲市環境センター及び許可業者による運搬・処理を行い、敷地内での処理は行わない。

③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方針について

・排出される生ごみ等は、密閉性が確保されたブロック造の建物に保管するとともに、業者が毎日回収を行うこととし、ごみの散乱や悪臭の漏れが生じないよう配慮する。

(3) 街並みづくり等への配慮等	(景観への配慮) ・建物の形状はできるだけシンプルな計画とし、三角屋根壁とすることで周辺の環境との調和を図る。 (光害対策) ・屋外照明、広告照明は周辺民家等に影響が出ないよう方向や強さに配慮し、点灯時間は日没 30 分前から夜明けまでに限り、その他時間帯は消灯するなど、光害を生じないようにする。	○
指針の配慮事項以外の項目		
バリアフリーへの対応	・身障者トイレを設置する。 ・身障者用駐車スペース (3.5m×5.0m : 1 台) を店舗出入口付近に設置する。	○
環境への配慮	・地球温暖化対策や省エネルギー対策として、過剰な照明の削減、冷暖房設備の適切な温度管理、省エネタイプの照明器具の設置を行う。 ・環境美化対策として、店舗周辺の清掃活動を実施する。	○

(仮称) ドラッグストアモリ大洲若宮店に係る意見の検討結果

○市町等からの意見

意見提出者	意見の概要	設置者の対応	評価
大洲市	意見なし	—	—
一般住民等	意見なし	—	—

○県の意見 (案) 意見なし

4 その他

(1) 次回以降の審査案件

大規模小売店舗の名称(所在地)	主な届出内容 (新設・変更日)	届出 年月日	公告 年月日	説明会 開催日	市町村 意見期限	県の意見 提示期限
ドラッグコスモス宇和島丸之内店 (宇和島市)	新設(店舗面積1,273㎡) (R7.5.14)	R6.9.13	R6.10.8	R6.11.13	R7.2.7	R7.5.13
(仮称)ドラッグストアモリ新居浜徳常店・セブンイレブン新居浜徳常町店 (新居浜市)	新設(店舗面積1,519㎡) (R7.5.28)	R6.9.27	R6.10.11	R6.10.29	R7.2.10	R7.5.27
クスリのアオキ喜光地店 (新居浜市)	店舗面積の合計:1,494㎡⇒1,788㎡ 駐車場の位置及び収容台数:120台⇒80台 馬蹄浴場の位置及び収容台数:31台⇒37台 開店時刻及び閉店時刻: 株式会社ママイ 午前9時～午後10時 ⇒株式会社クスリのアオキ 午前8時～午後10時 駐車場利用可能時間帯:午前8時30分～午後10時30分⇒午前7時30分～午後10時15分 (R7.6.16)	R6.10.15	R6.10.25	R6.11.7	R7.2.25	R7.6.15
ラ・ムー四国中央店 (四国中央市)	新設(店舗面積1,676㎡) (R7.6.23)	R6.10.22	R6.11.1	R6.12.11	R7.2.28	R7.6.22
ドラッグコスモス八幡浜店 (八幡浜市)	新設(店舗面積1,345㎡) (R7.7.12)	R6.11.11	R6.11.26	R6.12.25	R7.3.26	R7.7.11
スーパーセンタートライアル西条店 (西条市)	新設(店舗面積4,278㎡) (R7.7.14)	R6.11.13	R6.11.26	R7.1.7	R7.3.26	R7.7.13
ラ・ムー今治店 (今治市)	新設(店舗面積1,594㎡) (R7.7.14)	R6.11.13	R6.11.26	R7.1.10	R7.3.26	R7.7.13
クスリのアオキ今治城東店 (今治市)	新設(店舗面積1,280㎡) (R7.9.11)	R7.1.10	R7.1.24	未定	R7.5.23	R7.9.10
クスリのアオキ上分店 (四国中央市)	店舗面積の合計:1,601.88㎡⇒1,847㎡ 駐車場の位置及び収容台数:72台⇒71台 馬蹄浴場の位置及び収容台数:50台⇒16台 開店時刻及び閉店時刻:午前9時～午後9時45分⇒午前8時～午後10時 駐車場利用可能時間帯:午前8時45分～午後10時⇒午前7時45分～午後10時15分 荷さばき可能時間帯:午前7時～午後7時⇒午前6時～午後10時	R7.2.6	未定	未定	未定	R7.10.6
クスリのアオキ今治本町店 (今治市)	店舗面積の合計:1,350.55㎡⇒1,638.47㎡ 駐車場の位置及び収容台数:110台⇒74台 馬蹄浴場の位置 荷さばき施設の位置及び面積:199.68㎡⇒72.0㎡ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量:132.3㎡⇒27.0㎡	R7.2.6	未定	未定	未定	R7.10.6

※網掛部は審議会案件(新設、増床、市町や住民から法に基づく意見があったもの等)である。

(2) フォローアップ調査について
調査予定等

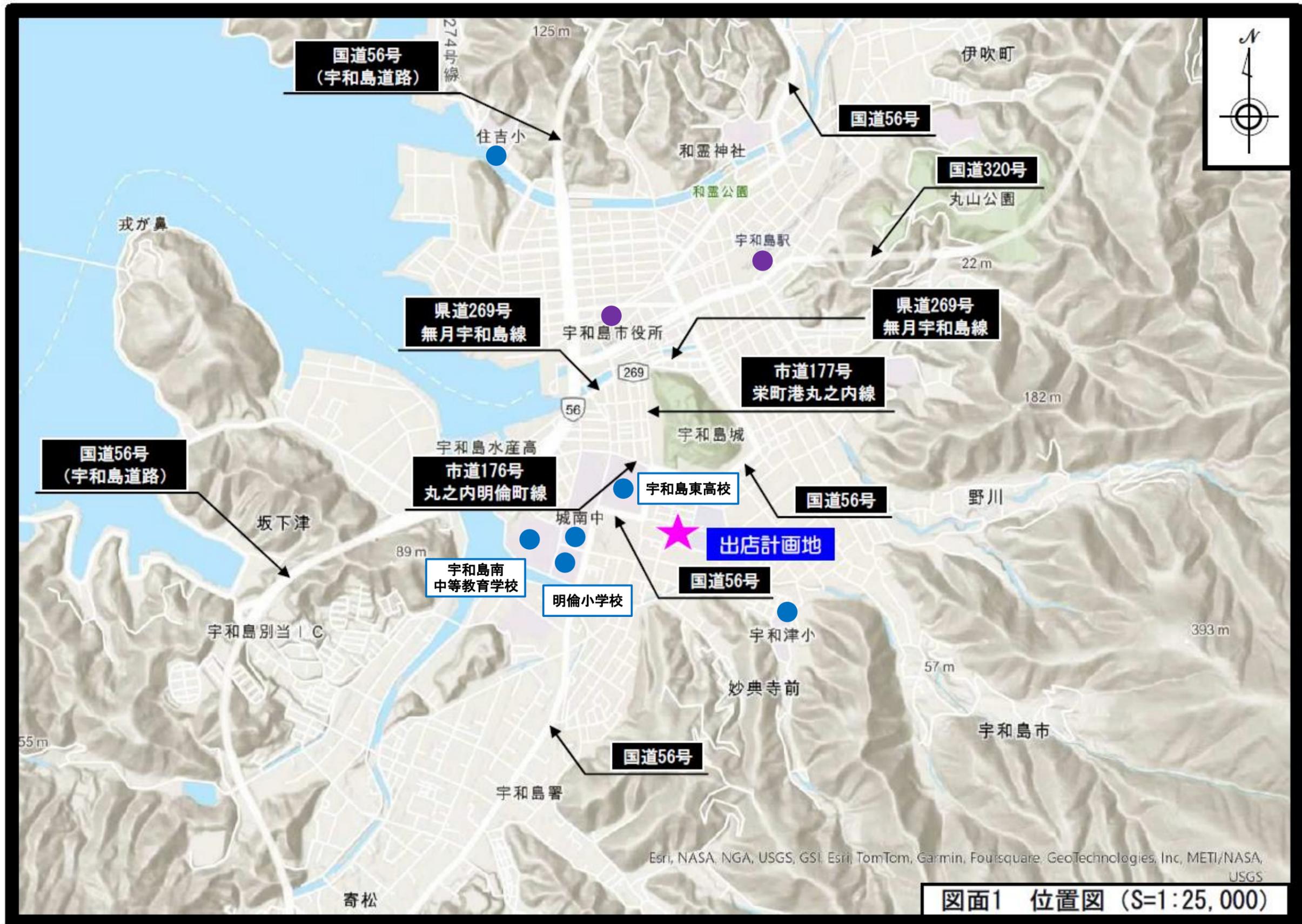
大規模小売店舗の届出 名称 (所在地)	届出 内容	届出 年月日	法定手続 終了年月日	新設・変更 年月日	実施調査の状況
オズメッセ西敷地 (大洲市)	新設	R6. 1. 29	R6. 9. 12	R6. 10. 18	<p>(大洲市及び設置者からの報告)</p> <p>①災害時に地方公共団体から要請があった場合の協力について、設置者所有の駐車場は避難場所として提供する意思があるが、店舗で扱っている商品の緊急時における提供については、小売業者との協議が整っていない。</p> <p>②来客への案内経路の周知方法について、折込チラシではなくポスター掲示により行った。</p> <p>(県の意見)</p> <p>上記①について、現時点で協議が整っていないとのことであるが、届出内容を遵守する意思があることから、問題はないと認められる。</p> <p>上記②について、代替する対応を取っており問題はないと認められる。なお、大洲市に確認したところ、交通渋滞等の問題も発生していないとのことであった。</p>
(仮称) ダイレックス 新居浜高専通り店 (新居浜市)	新設	R6. 4. 4	R6. 11. 13	R6. 11. 28	照会中
ドラッグコスモス下松 薬店 (西予市)	新設	R6. 4. 26	R6. 11. 13	R7. 1. 25	3月下旬照会予定
(仮称) ドラッグストア アモリ北条辻店 (松山市)	新設	R6. 5. 1	R6. 11. 13	R7. 3. 29 (予定)	5月下旬照会予定
(仮称) mac 大洲北只 店 (大洲市)	新設	R6. 6. 6	R7. 1. 24	R7. 1. 31	3月下旬照会予定
ドラッグコスモス北高 下店 (今治市)	新設	R6. 6. 13	R7. 1. 24	未定	今後照会予定
(仮称) スポーツ小売 計画店舗 (松山市)	新設	R6. 6. 26	R7. 1. 24	未定	今後照会予定

参考資料（関係図面）

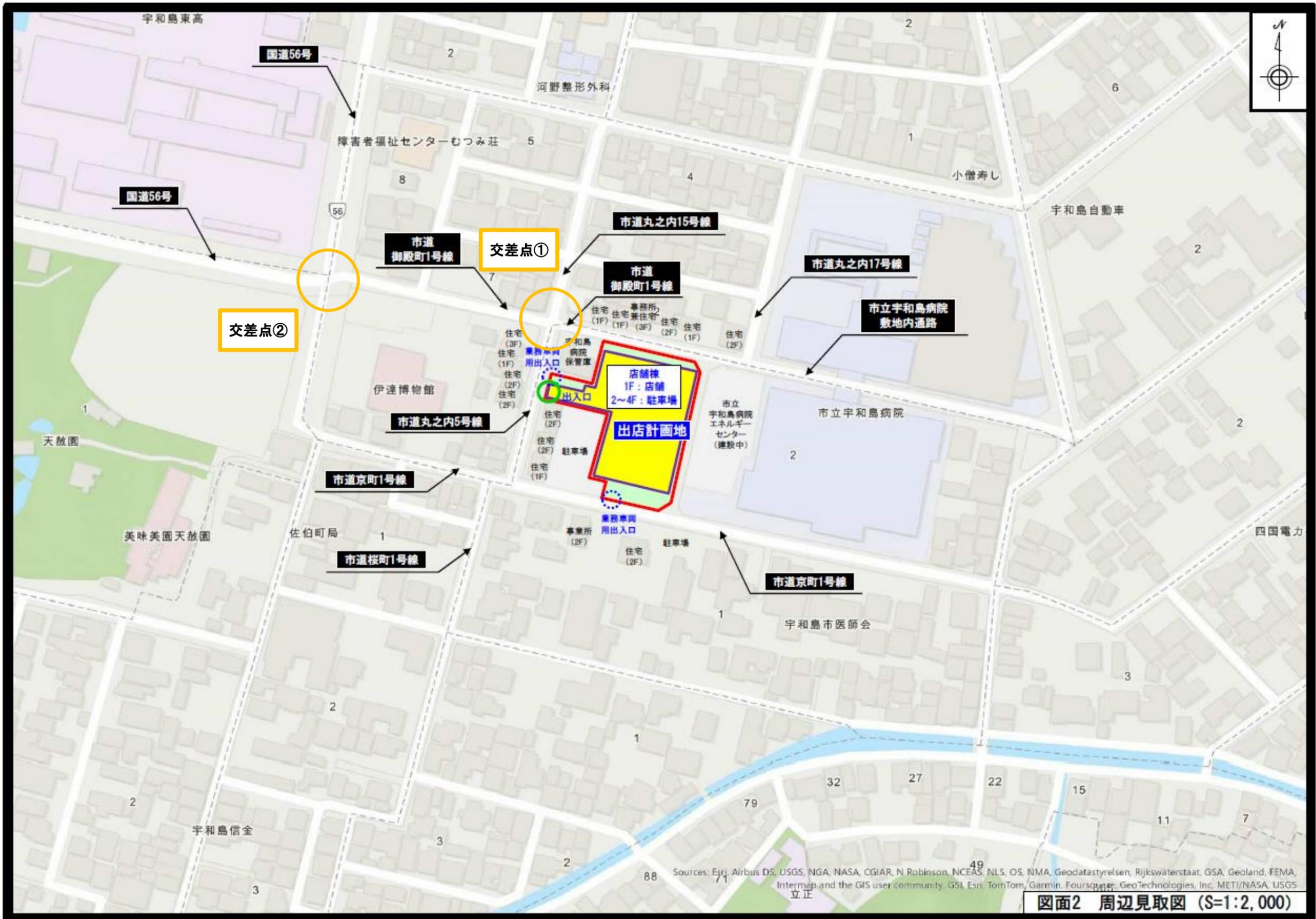
（１）届出案件についての審査（３件）

○フジ宇和島桜町店	1 ~ 10
○西条ファッションモール	11 ~ 17
○（仮称）ドラッグストアモリ大洲若宮店	18 ~ 25

図面① 広域見取図（フジ宇和島桜町店）

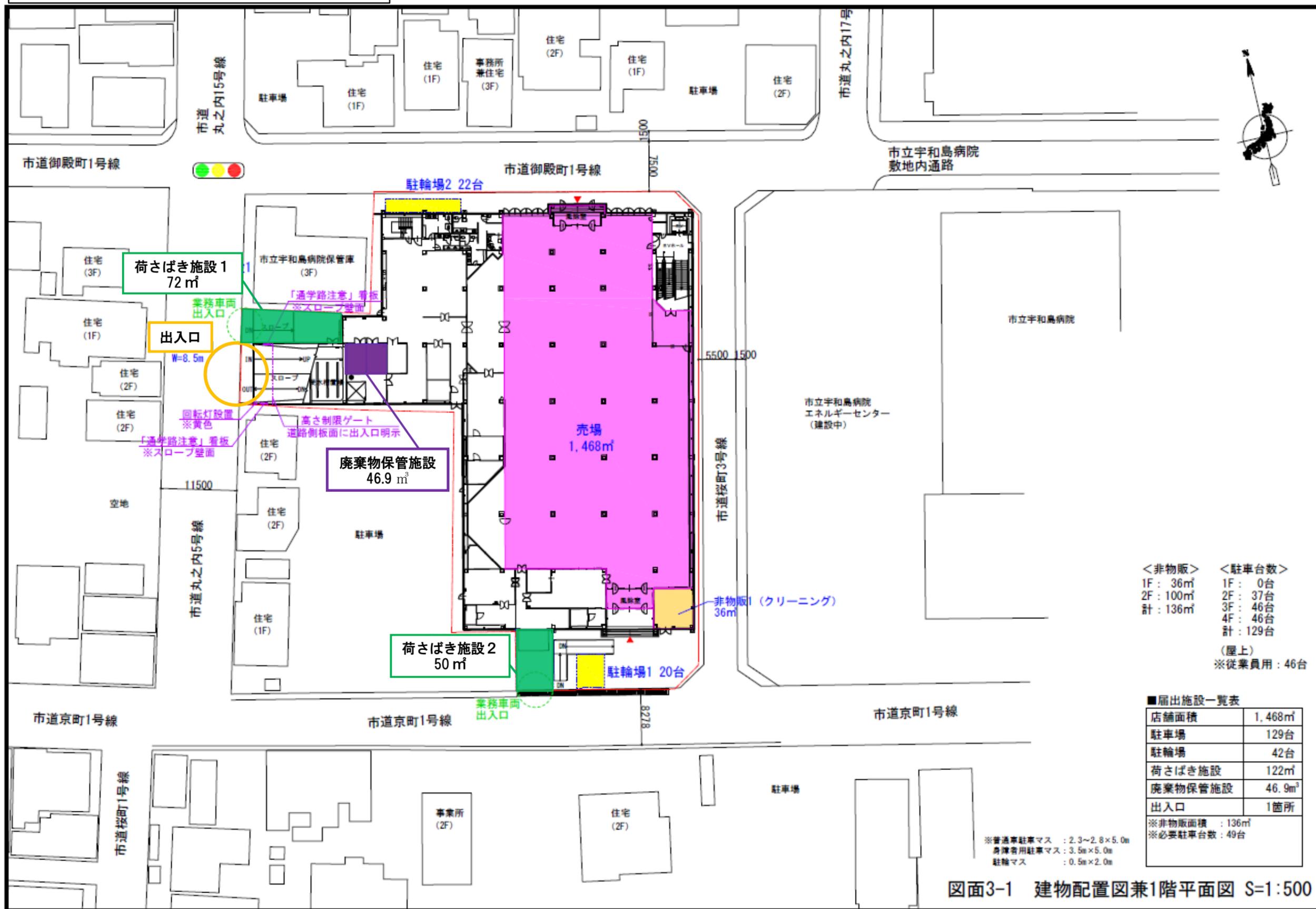


図面② 周辺見取図（フジ宇和島桜町店）



図面2 周辺見取図 (S=1:2,000)

図面③ 1階配置図（フジ宇和島桜町店）



<非物販> <駐車台数>

1F : 36㎡	1F : 0台
2F : 100㎡	2F : 37台
計 : 136㎡	3F : 46台
	4F : 46台
	計 : 129台

(屋上)
※従業員用 : 46台

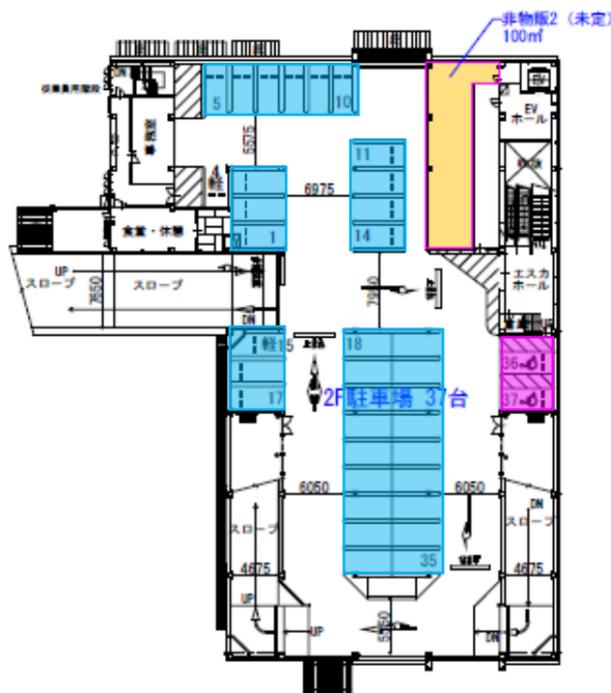
■届出施設一覧表

店舗面積	1,468㎡
駐車場	129台
駐輪場	42台
荷さばき施設	122㎡
廃棄物保管施設	46.9㎡
出入口	1箇所
※非物販面積 : 136㎡	
※必要駐車台数 : 49台	

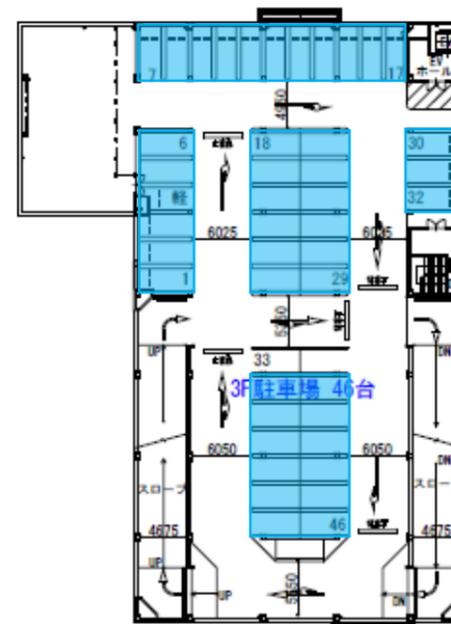
※普通車駐車マス : 2.3~2.8×5.0m
 ※身障者用駐車マス : 3.5m×5.0m
 ※駐輪マス : 0.5m×2.0m

図面3-1 建物配置図兼1階平面図 S=1:500

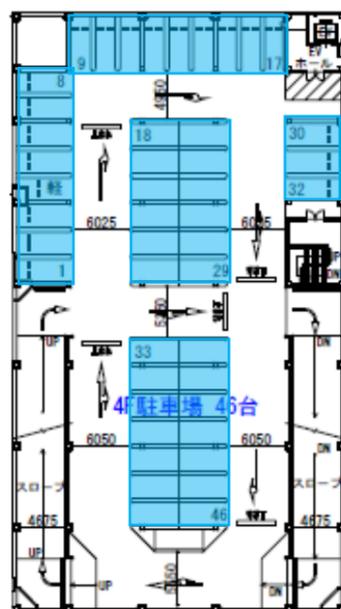
図面④ 各階配置図（フジ宇和島桜町店）



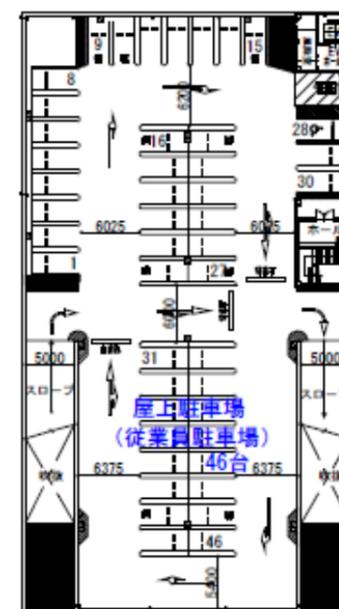
【2階】



【3階】



【4階】



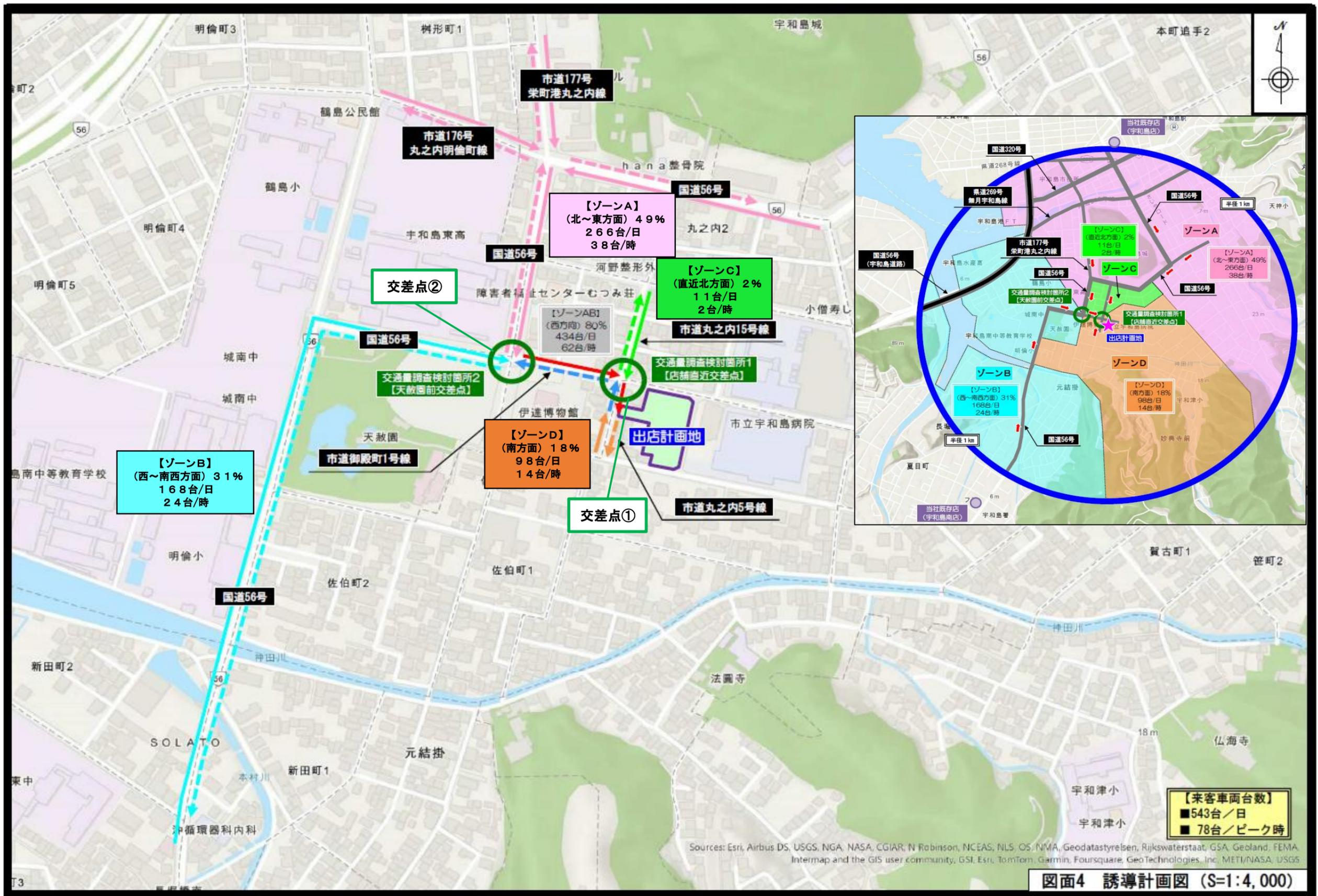
【屋上】



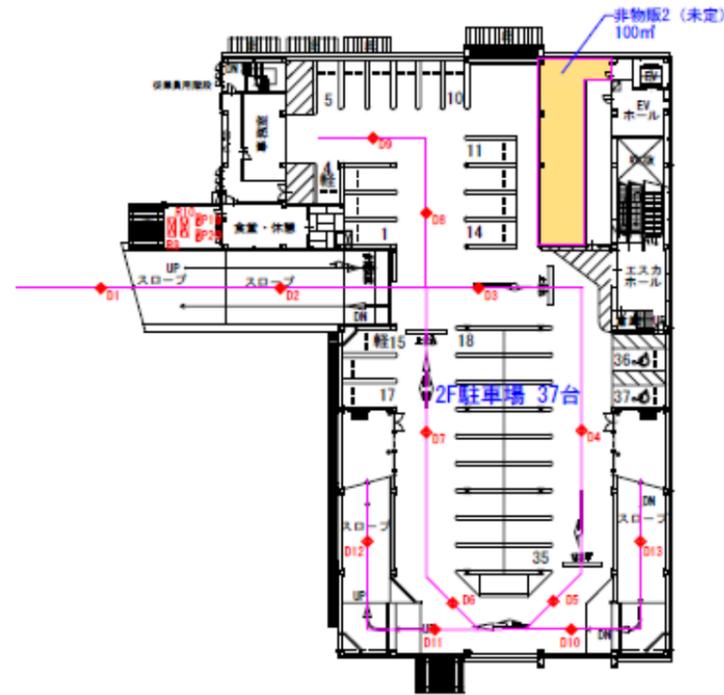
<非物販>	<駐車台数>
1F : 36㎡	1F : 0台
2F : 100㎡	2F : 37台
	3F : 46台
	4F : 46台
計 : 136㎡	計 : 129台
	(屋上)
	※従業員用 : 46台

図面3-2 各階平面図 S=1:650

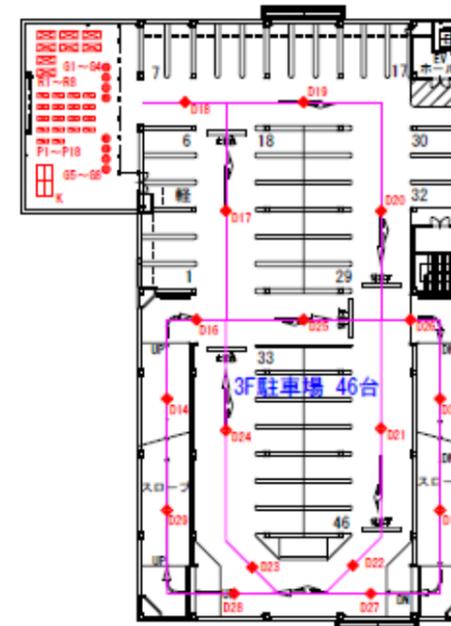
図面⑤ 誘導経路図（フジ宇和島桜町店）



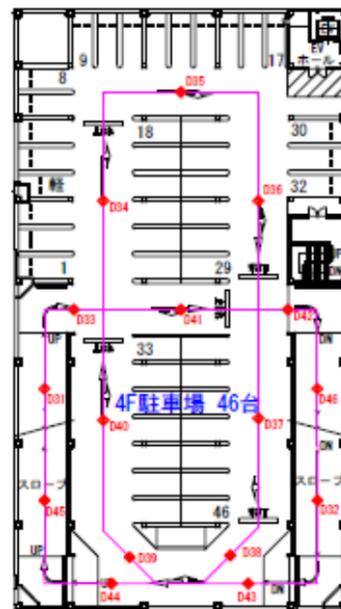
図面⑦ 騒音予測地点位置図② (フジ宇和島桜町店)



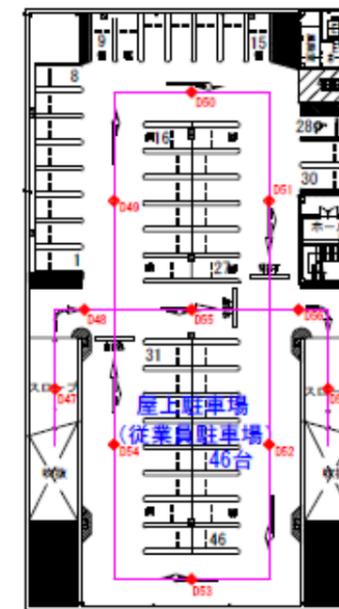
【2階】



【3階】



【4階】



【屋上】



騒音予測凡例	
記号	予測地点名称
★	予測地点
◇	自動車走行騒音
▲	荷さばき作業音
◎	廃棄物収集作業音
⊗	冷凍室外機
⊠	空調室外機
●	給排気口
⊞	キュービクル

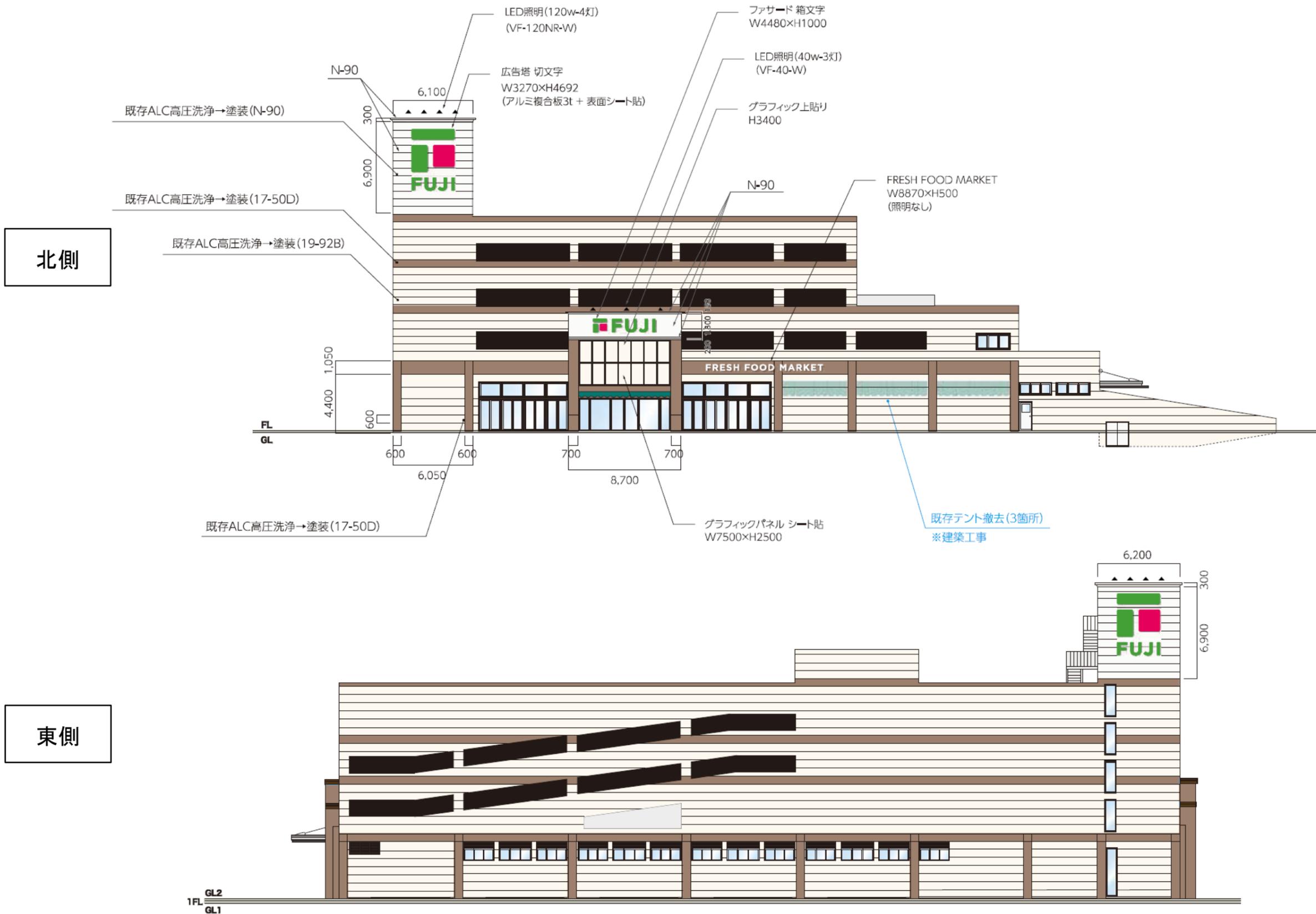
<非物販>
 1F : 36m²
 2F : 100m²
 計 : 136m²

<駐車台数>
 1F : 0台
 2F : 37台
 3F : 46台
 4F : 46台
 計 : 129台

(屋上)
 ※従業員用 : 46台

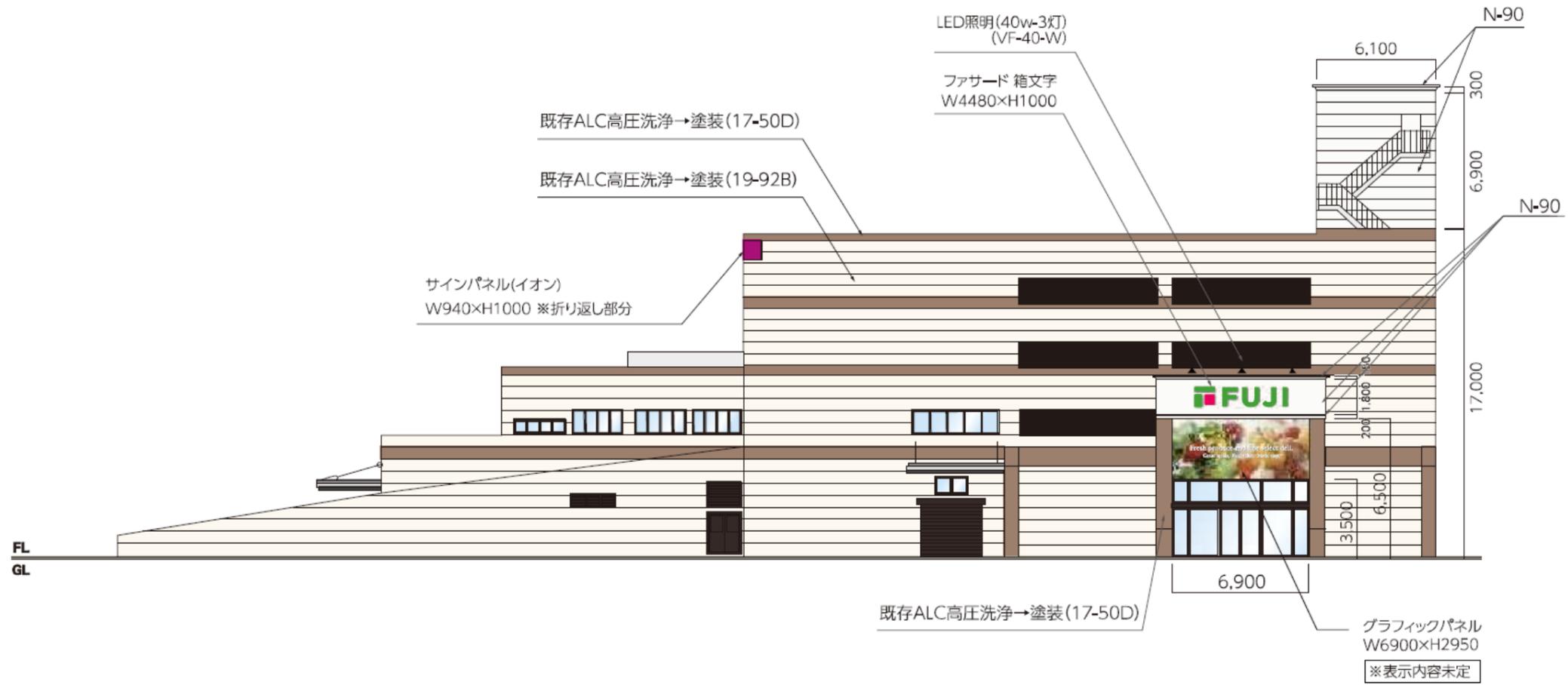
図面5-2 騒音予測位置図(2) S=1:650

図面⑧ 店舗外観等（フジ宇和島桜町店）

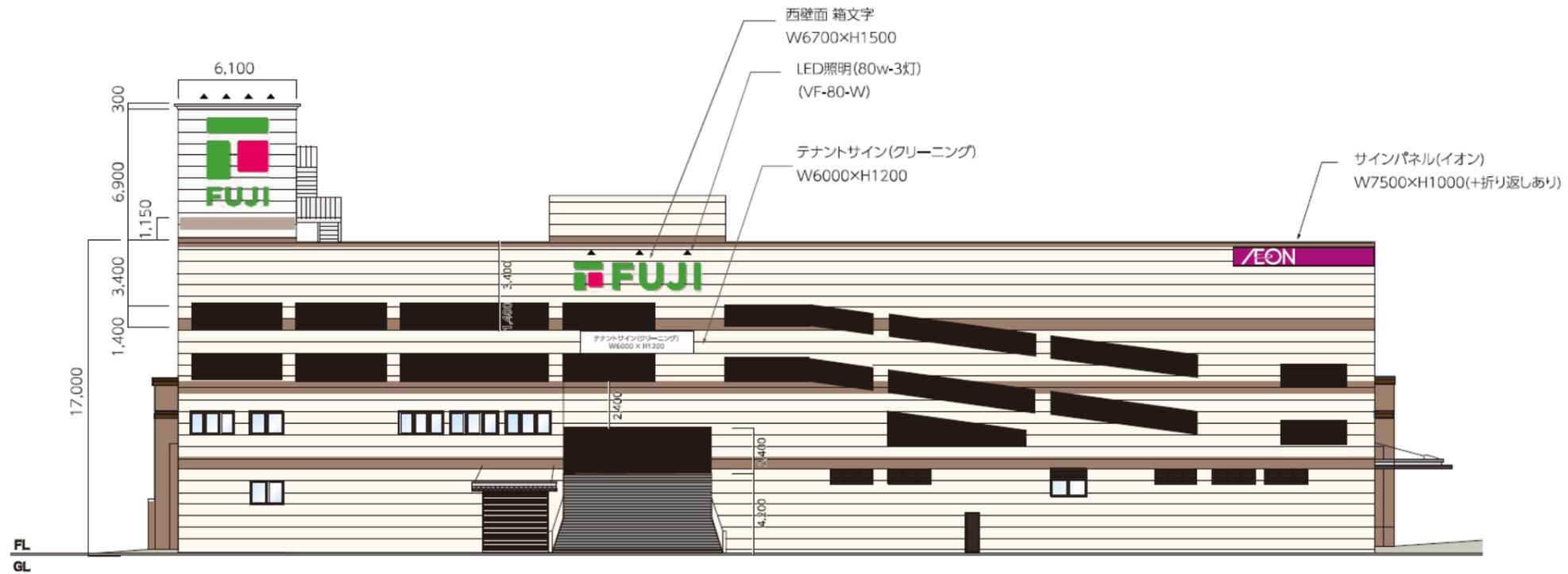


図面⑨ 店舗外観等（フジ宇和島桜町店）

南側



西側

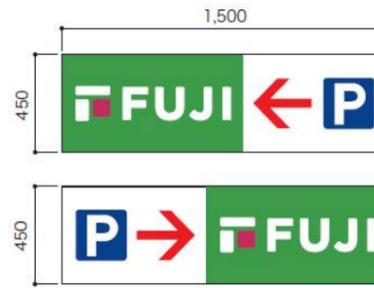


図面⑩ サイン等 (フジ宇和島桜町店)



本看板面を横向きでデザインし、スロープ側壁へ設置

■07-A. 入口両側誘導サイン < 2枚 >



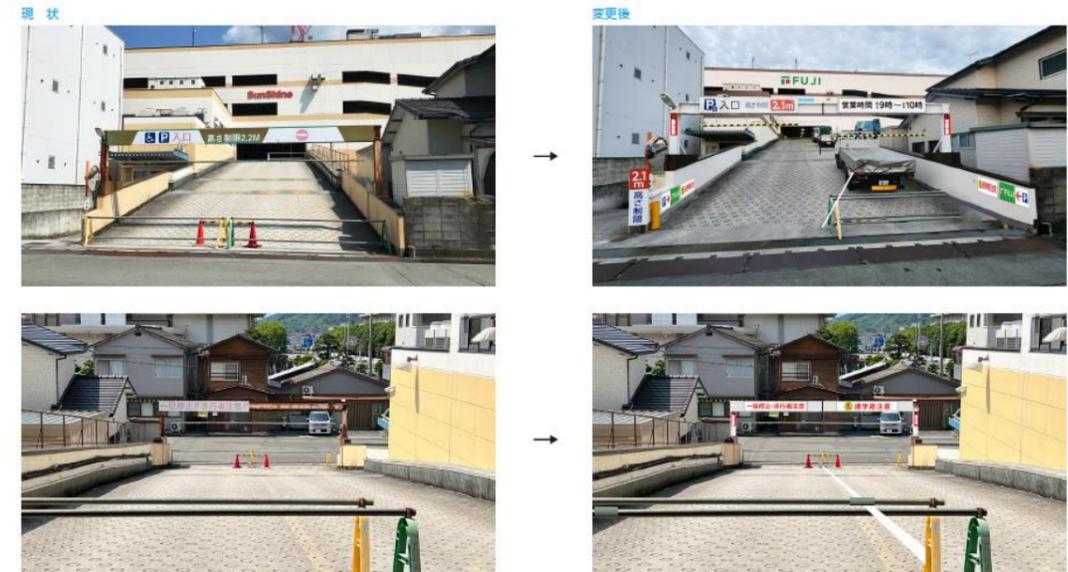
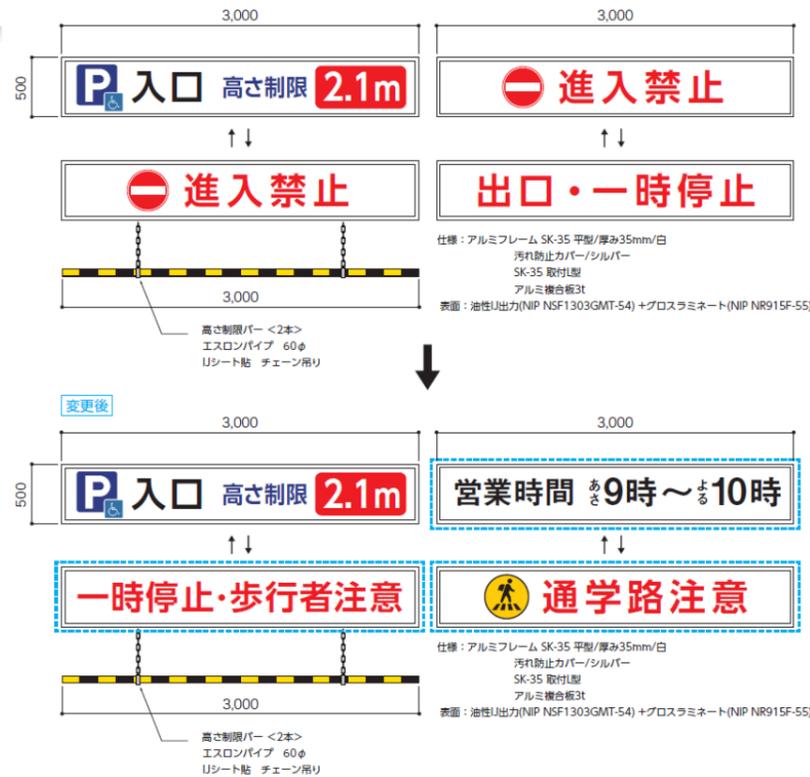
■07-B. 両側通学路注意サイン < 2枚 >



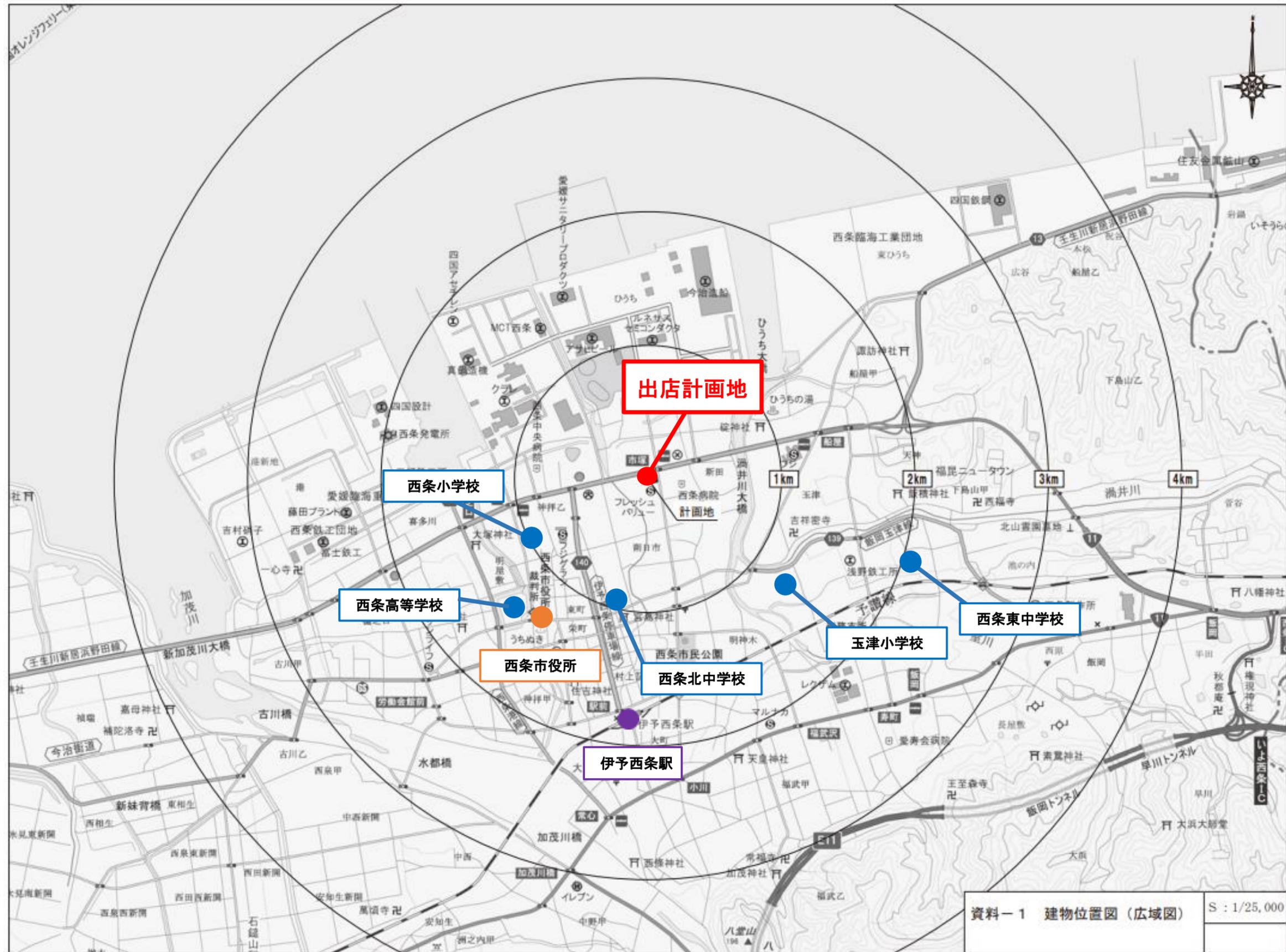
■07-C. 通学路注意サイン < 4枚 >



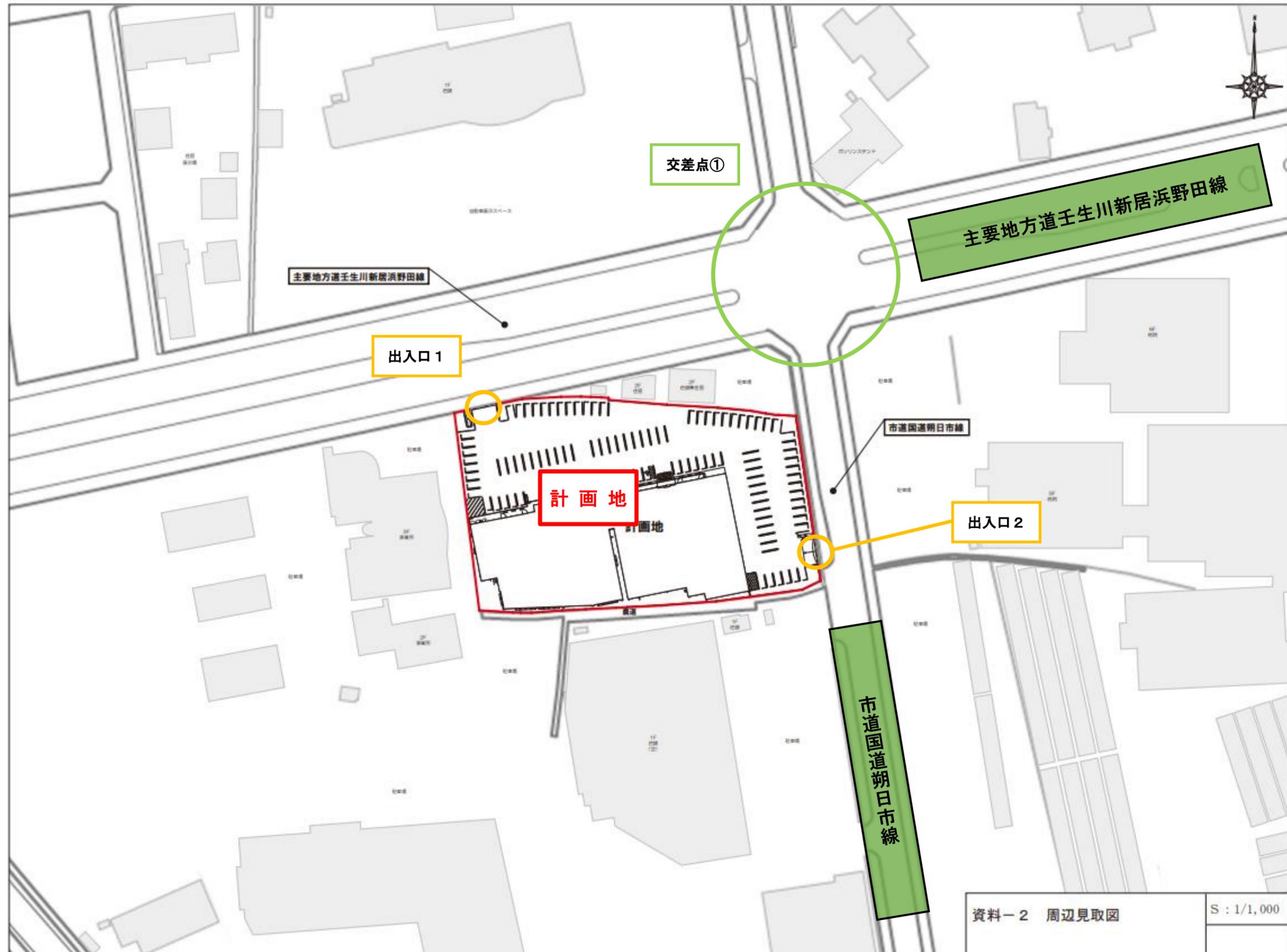
■06. 高さ制限サイン < 1箇所 > フレート×4・バー×1本



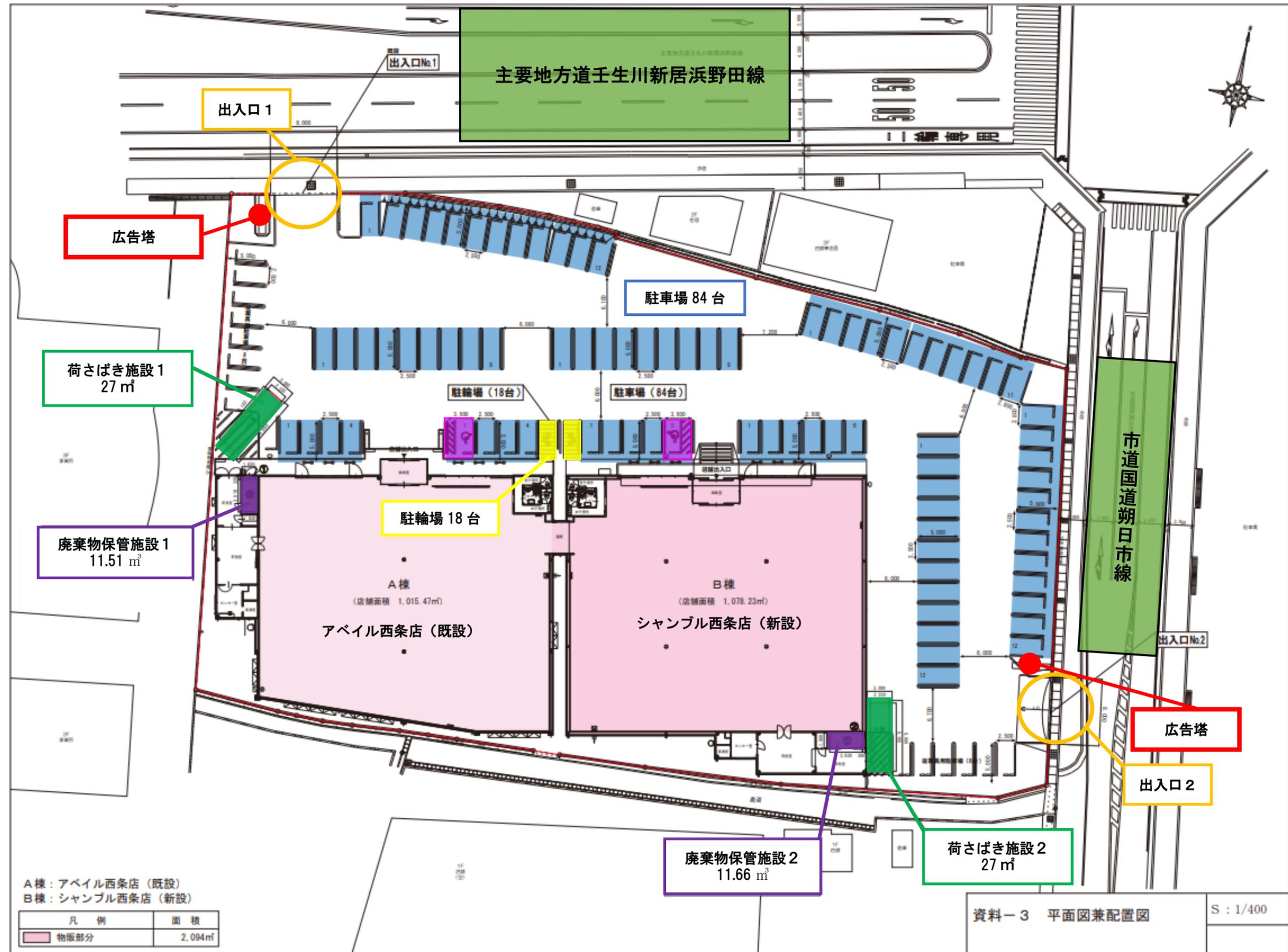
図面⑪ 広域見取図（西条ファッションモール）



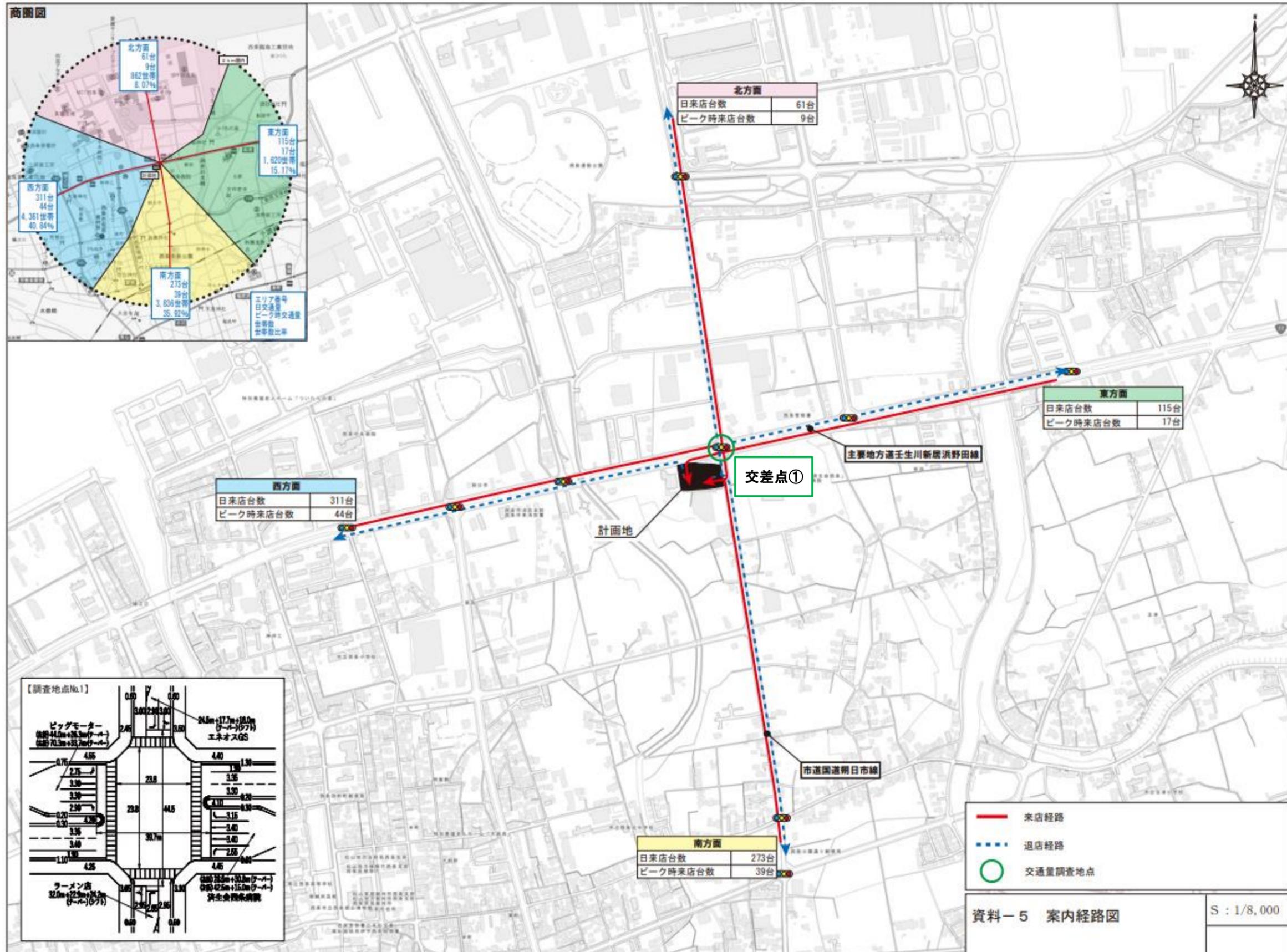
図面⑫ 周辺見取図（西条ファッションモール）



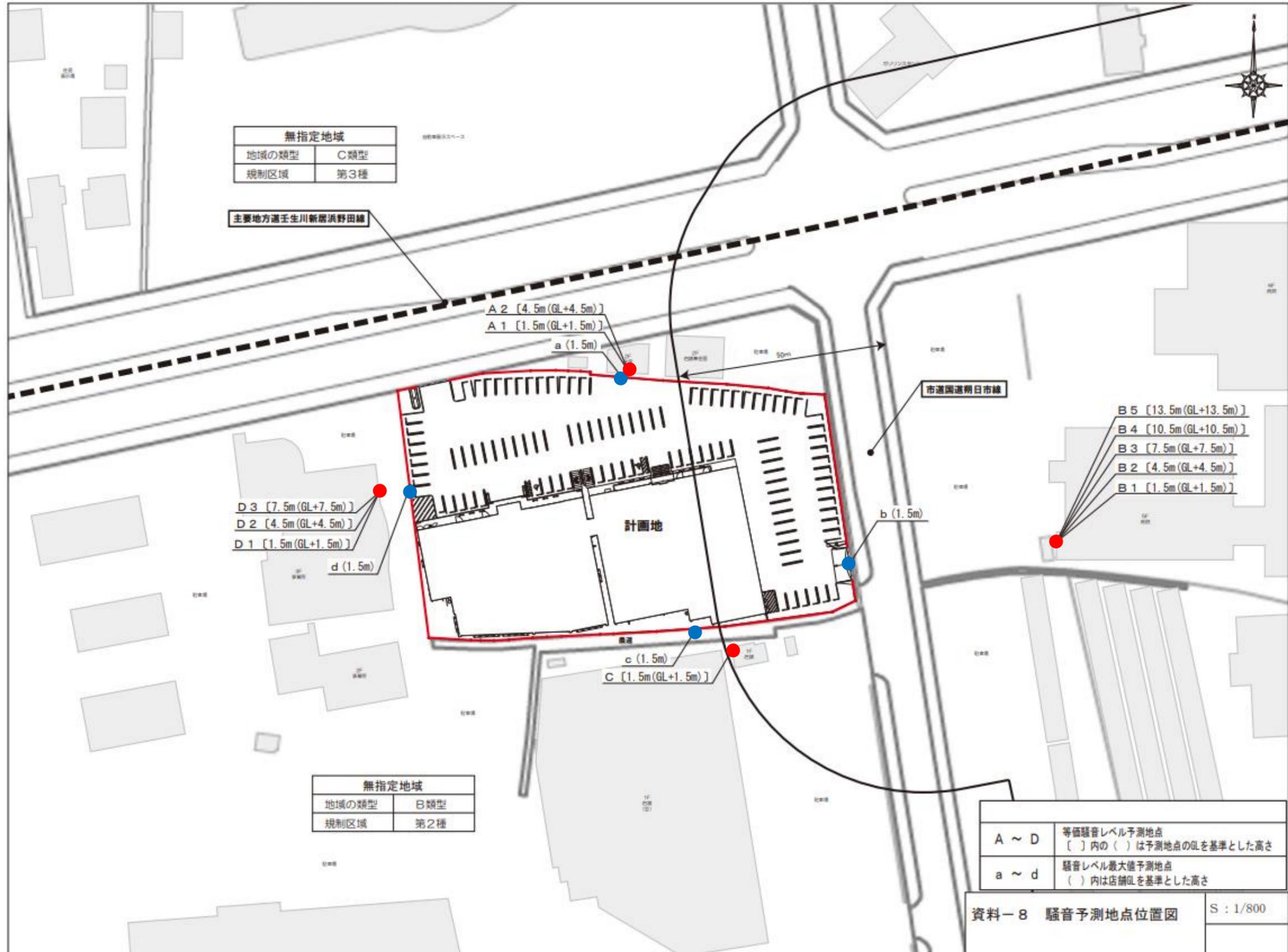
図面⑬ 配置図 (西条ファッションモール)



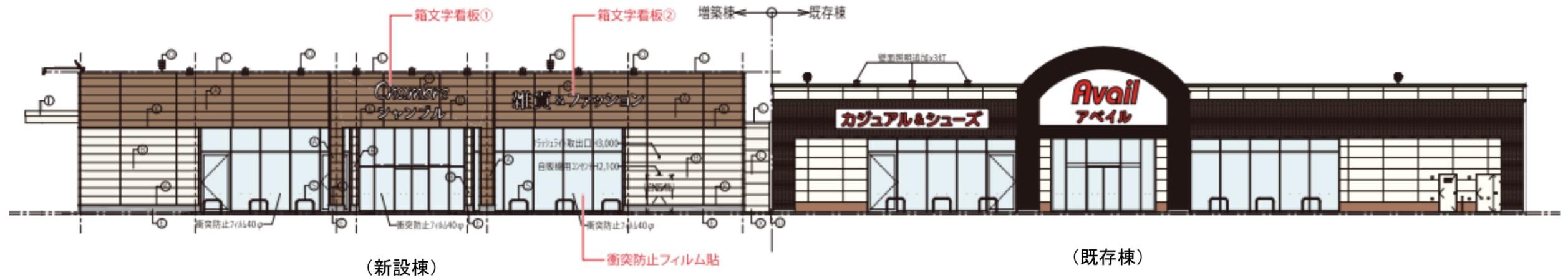
図面⑭ 誘導経路図（西条ファッションモール）



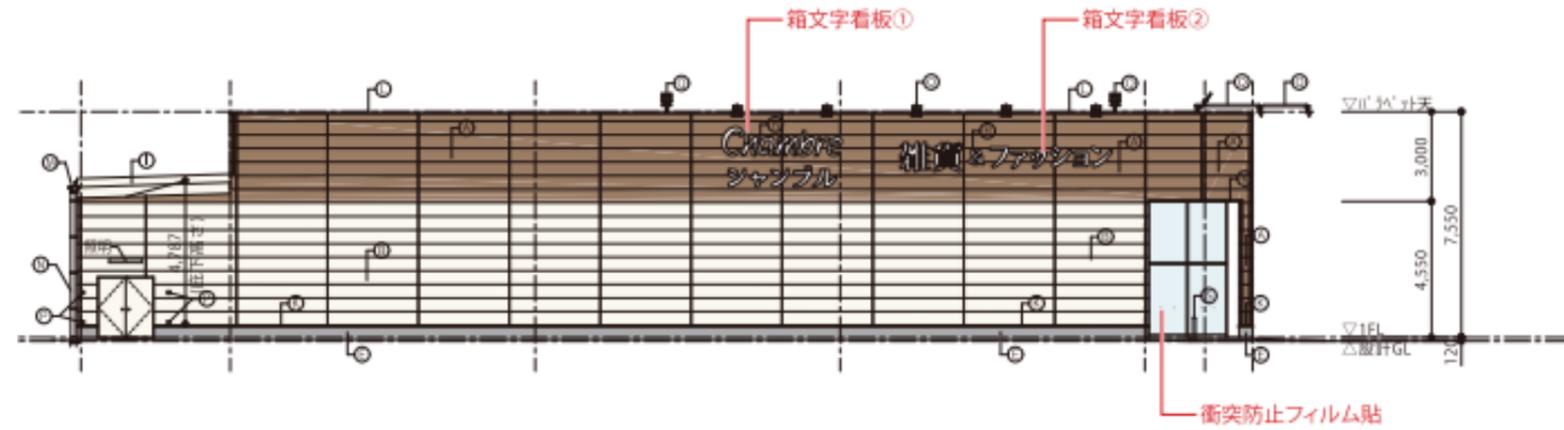
図面⑮ 騒音予測地点位置図（西条ファッションモール）



図面⑯ 店舗外観（西条ファッションモール）

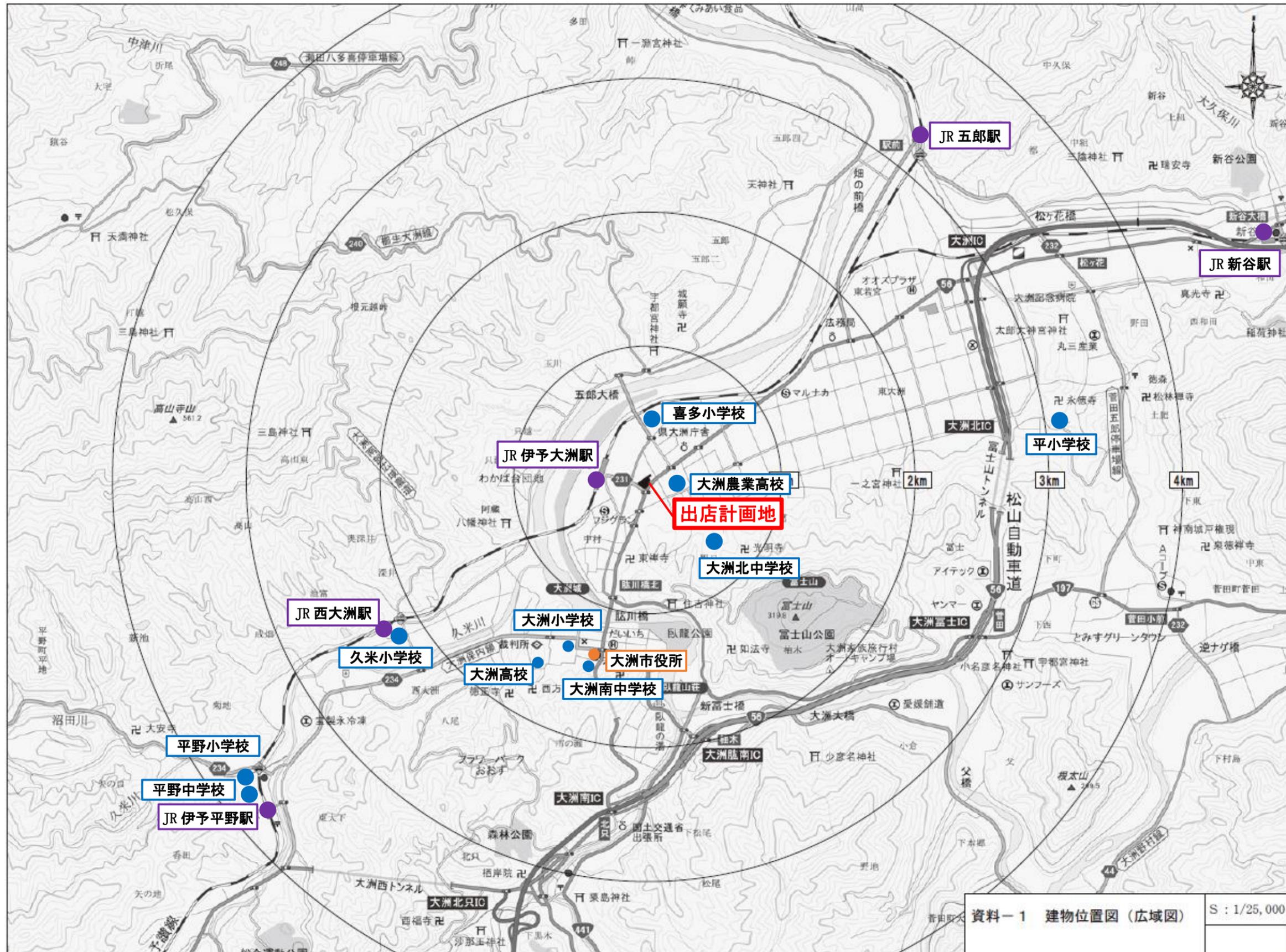


北側



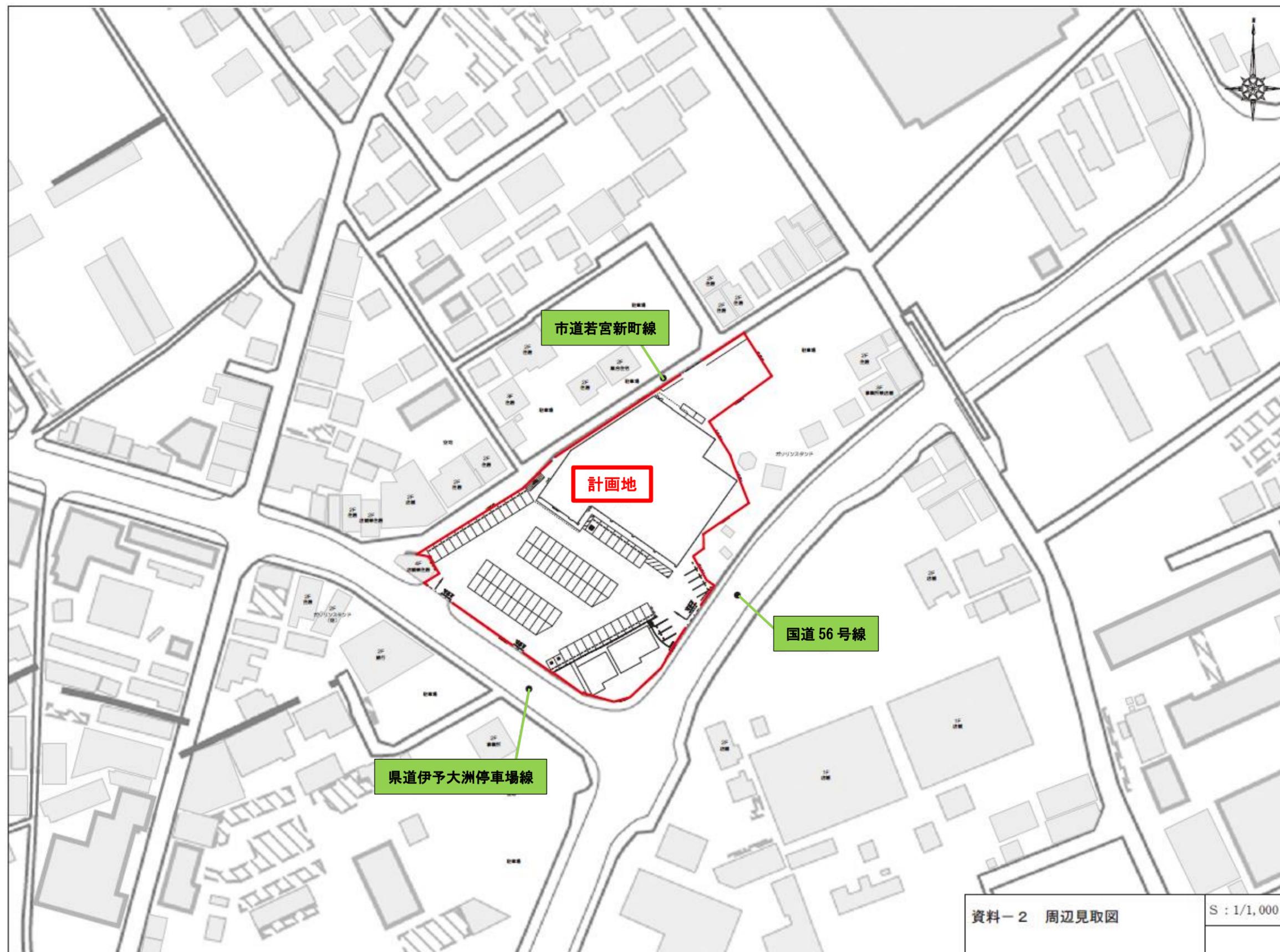
東側

図面⑱ 広域見取図（（仮称）ドラッグストアモリ大洲若宮店）

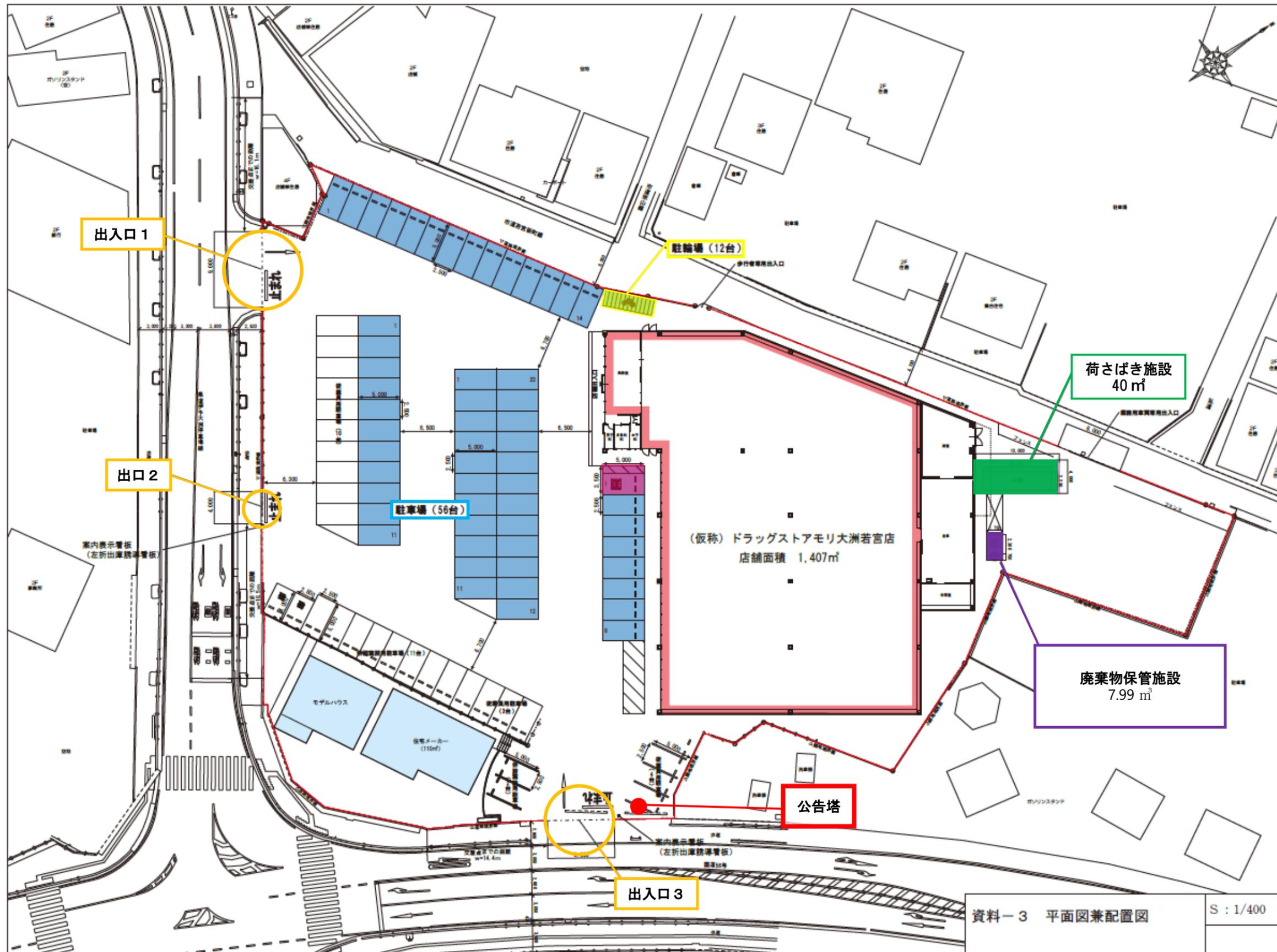


資料-1 建物位置図（広域図） S : 1/25,000

図面⑱ 周辺見取図（（仮称）ドラッグストアモリ大洲若宮店）

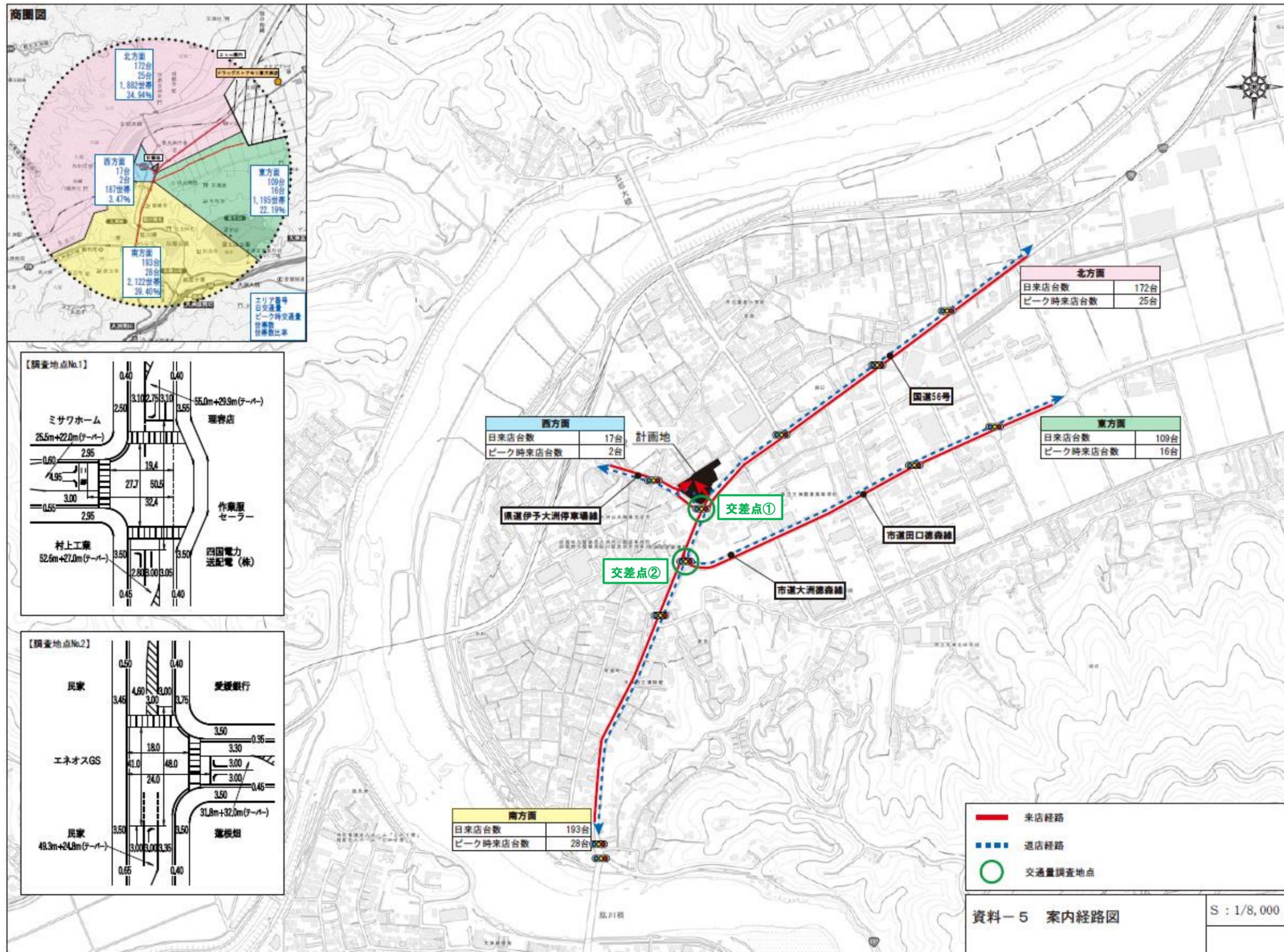


図面②① 配置図（（仮称）ドラッグストアモリ大洲若宮店）

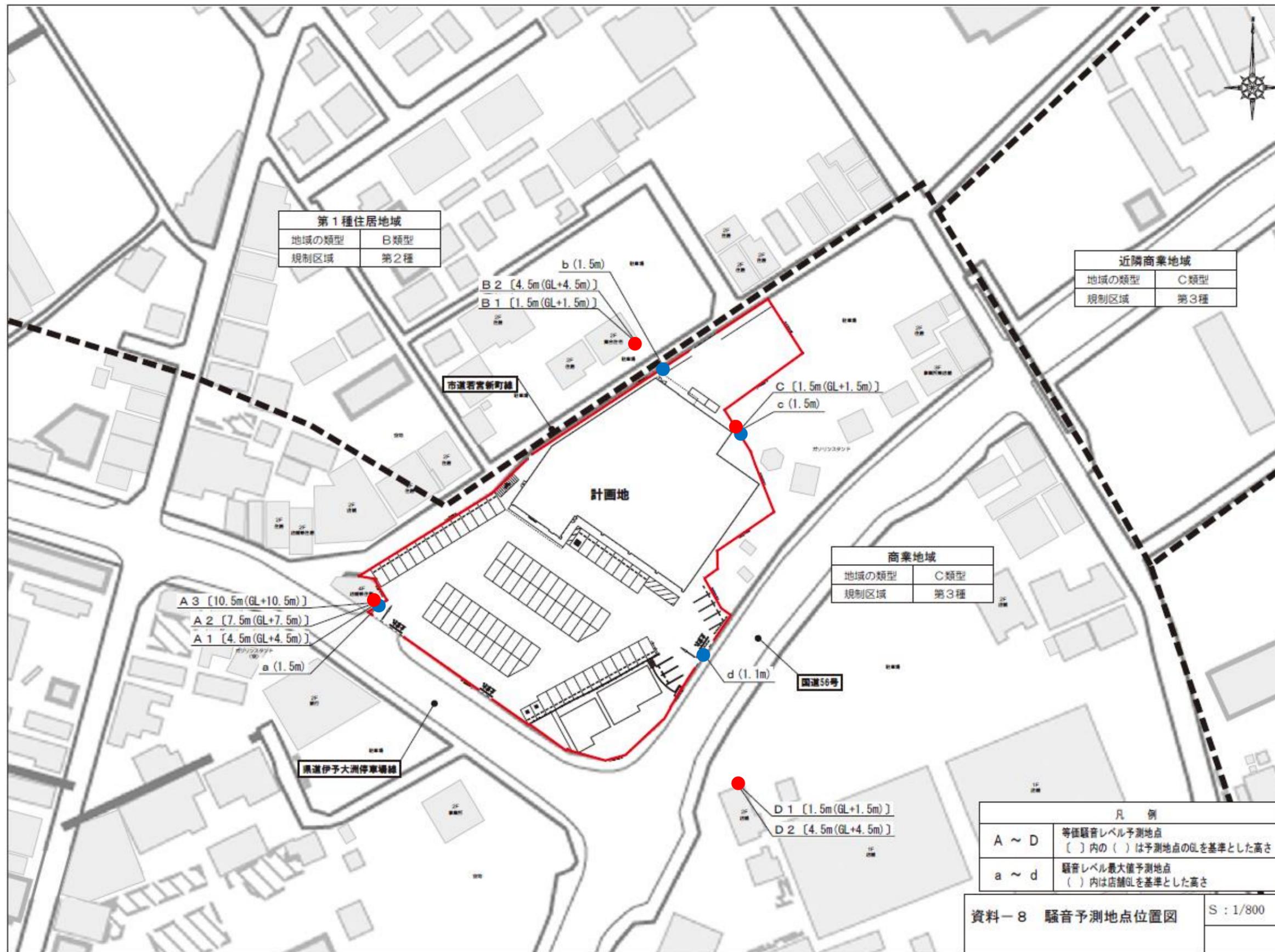


資料-3 平面図兼配置図 S : 1/400

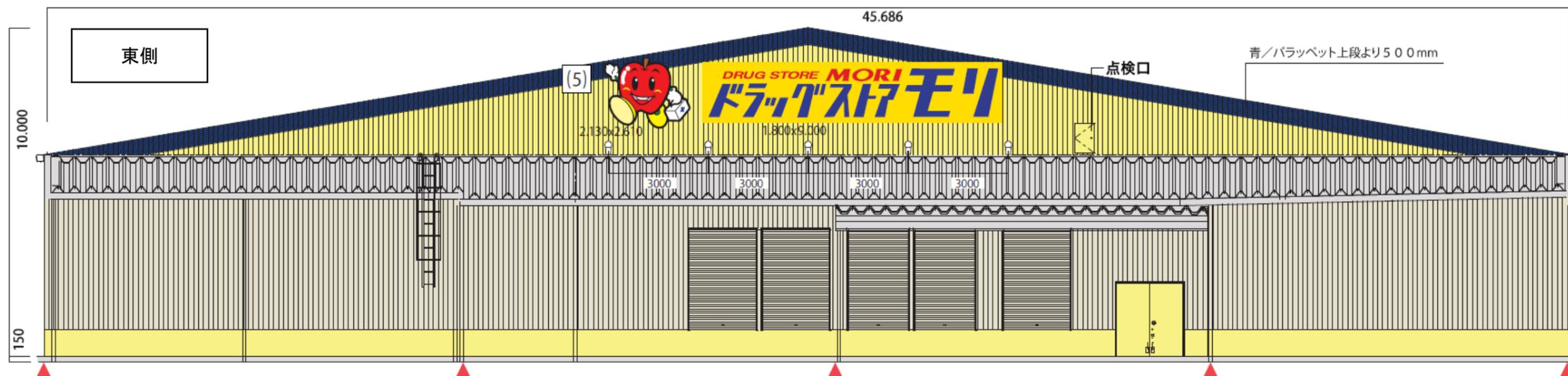
図面②① 誘導経路図（（仮称）ドラッグストアモリ大洲若宮店）



図面② 騒音予測地点位置図（（仮称）ドラッグストアモリ大洲若宮店）



図面②③ 店舗外観等（（仮称）ドラッグストアモリ大洲若宮店）



図面②⑤ 場内看板等（（仮称）ドラッグストアモリ大洲若宮店）

○広告塔

